

# 投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日

2025年7月16日



## たわらノーロード 国内債券

追加型投信／国内／債券（インデックス型）

■この目論見書により行う「たわらノーロード 国内債券」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号) 第5条の規定により、有価証券届出書を2025年7月15日に関東財務局長に提出しており、2025年7月16日にその効力が生じております。

■「たわらノーロード 国内債券」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

## アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

### ■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

## 目 次

第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	4
第1 【ファンドの状況】	4
第2 【管理及び運営】	34
第3 【ファンドの経理状況】	41
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	91
第三部 【委託会社等の情報】	93
第1 【委託会社等の概況】	93
約款	122

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

たわらノーロード 国内債券

(以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

お申込日の基準価額※とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

### (5) 【申込手数料】

ありません。

## (6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

## (7) 【申込期間】

継続申込期間：2025年7月16日から2026年1月14日まで

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

## (9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

## (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金自動けいぞく投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものをお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

## ○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

### ◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①当ファンドは、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

②当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

#### 1 NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンドへの投資を通じて、主として国内の公社債に実質的に投資します。

※NOMURA-BPI総合への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。

※マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

#### 2 ご購入時およびご換金時に手数料がかからないファンドです。

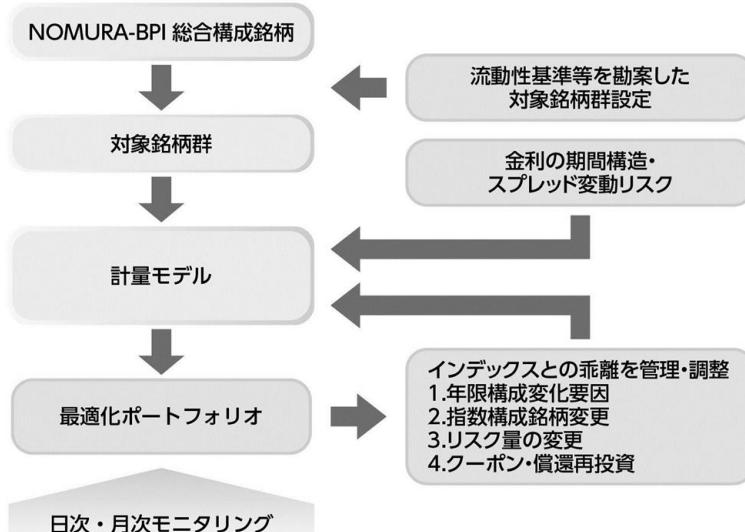
- ご購入時に購入時手数料がかからないノーロードタイプです。
- ご換金時に換金手数料がかからず、信託財産留保額もありません。

#### 3 年1回決算を行います。

- 毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

#### 運用プロセス

流動性基準等を勘案した投資対象銘柄群を設定し、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。



※上記はマザーファンドの運用プロセスです。

指数の著作権等

NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信  追加型投信	国 内  海 外  内 外	株 式  債 券  不動産投信  その他資産 ( )  資産複合	インデックス型  特 殊 型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国 内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債 券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  年2回  年4回	グローバル ( )  日本		日経225
債券 一般 公債 社債	年6回 (隔月)	北米	ファミリー ファンド	TOPIX
その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	欧州		
不動産投信	日々	アジア オセアニア		
その他資産（投資信託証券（債券））	その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	その他 (NOMURA-BPI総合)
資産複合 ( )				
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

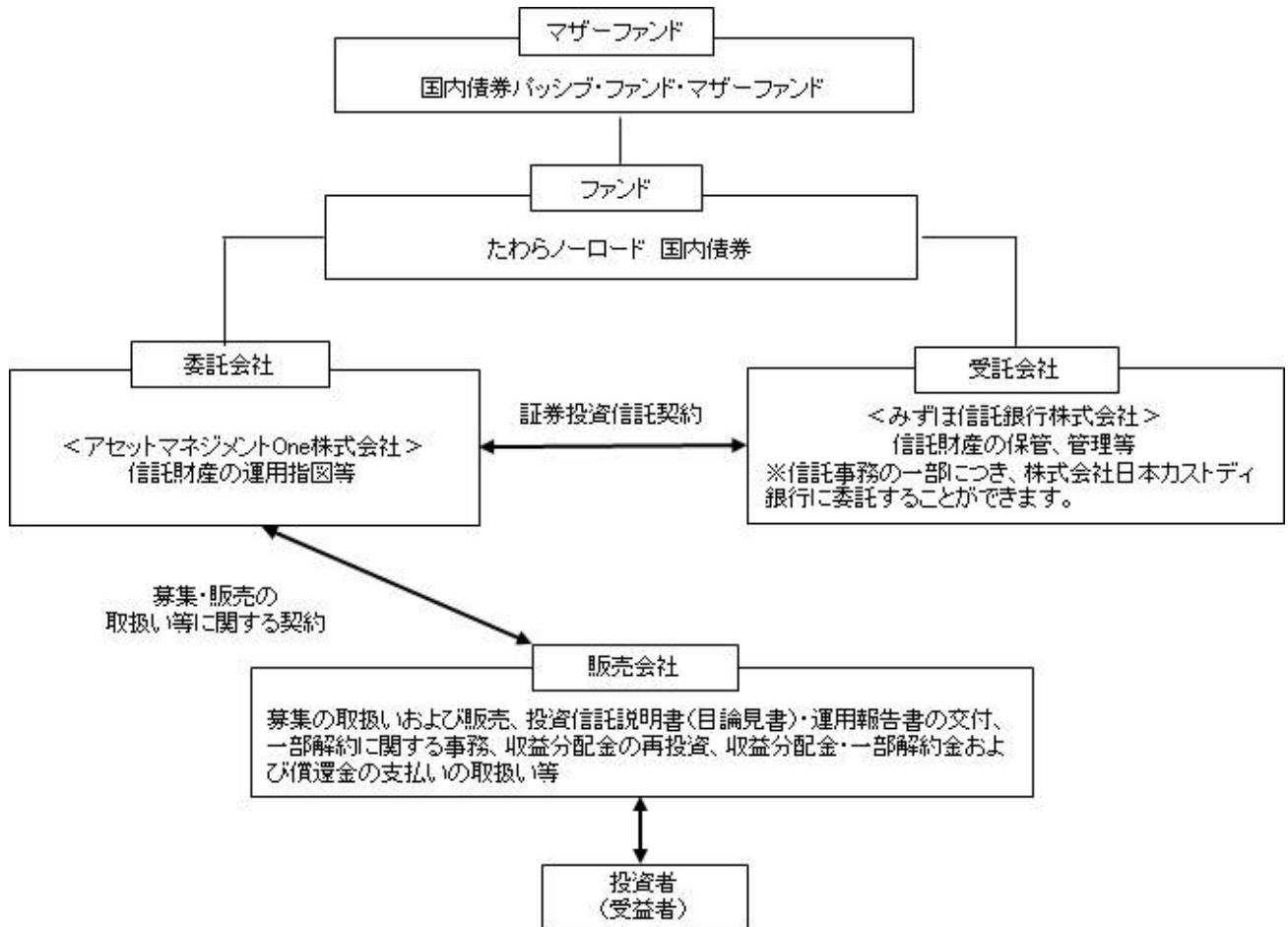
その他資産 (投資信託証券 (債券))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 (注) 商品分類表の投資対象資産は債券に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（債券））に分類されます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
その他	日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

## （2）【ファンドの沿革】

2015年12月18日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

## （3）【ファンドの仕組み】



### ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

### ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

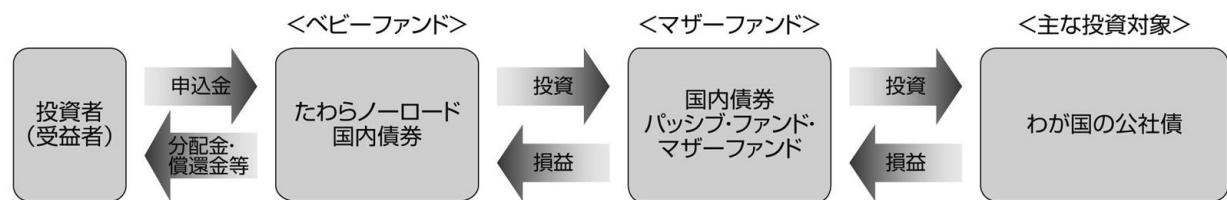
委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

### ●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



### ○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

#### 資本金の額

20億円（2025年4月30日現在）

#### 委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	DIAアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

#### 大株主の状況

（2025年4月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番	28,000株※1	70.0%※2

ループ	5号		
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### <基本方針>

この投資信託は、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

#### <投資対象>

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### <投資態度>

- ①国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として国内の公社債に実質的に投資し、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざします。
- ②NOMURA-BPI総合への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。
- ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドが対象指数の変動を基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、上記 1ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>をご参照ください。

### (2) 【投資対象】

#### ①投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### ②運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託である国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）、新株予約権証券および新投資口予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.～12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの  
なお、1.の証券または証書、13.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券ならびに13.および18.の証券または証書

のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

（参考）当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

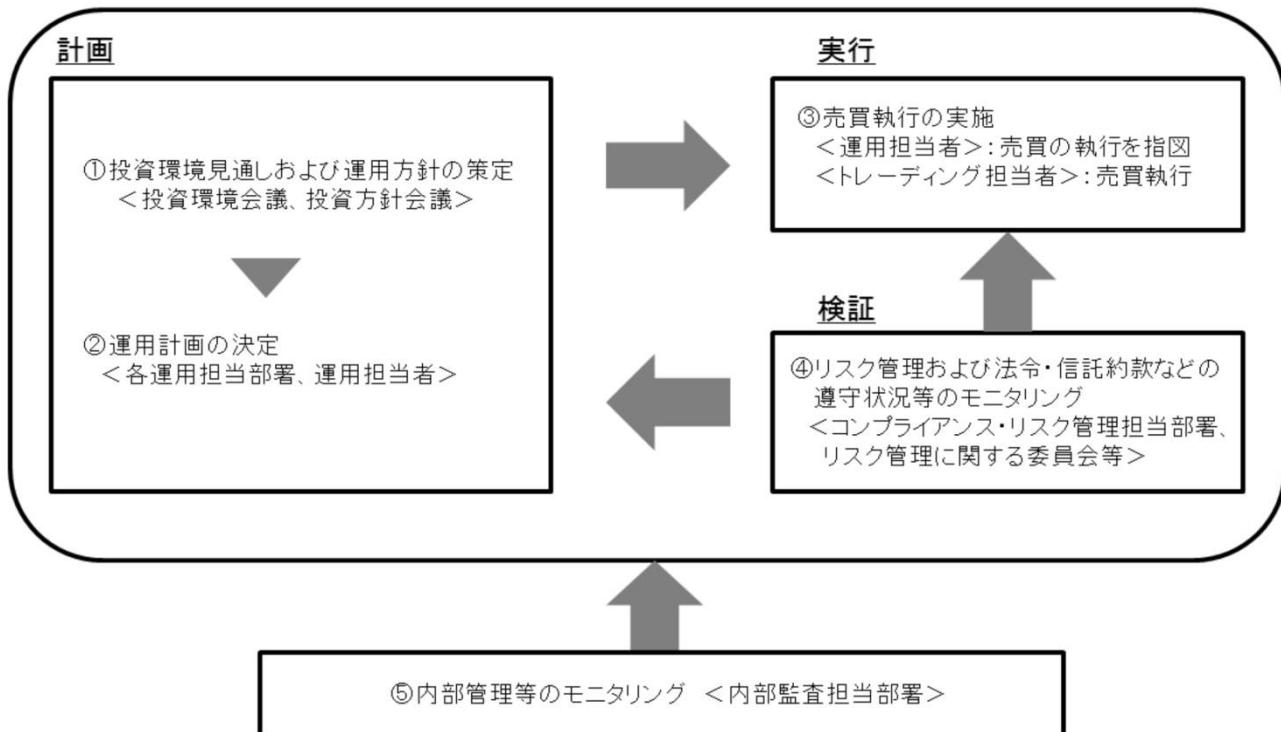
ファンド名	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 主としてわが国の公社債に投資し、「NOMURA-BPI総合」に連動する投資成果をめざして運用を行います。</li><li>2. 公社債（債券先物取引等を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</li><li>3. 公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。</li></ol>
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。</li><li>2. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li><li>3. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li><li>4. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li><li>5. 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li><li>6. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</li><li>7. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</li><li>8. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることと</li></ol>

し、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

### (3) 【運用体制】

#### a. ファンドの運用体制



##### ① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

##### ② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

##### ③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

##### ④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～80人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

#### (4) 【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日））に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益分配方式

(1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1)信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2)売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (2)上記1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (3)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

### ③収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## （5）【投資制限】

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限）
- ②外貨建資産への投資は行いません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限）
- ③株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%未満とします。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限）
- ④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限）
- ⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限）
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率

は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3) 投資制限）

⑦投資する株式等の範囲（約款第20条）

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑧信用取引の指図範囲（約款第21条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨先物取引等の運用指図（約款第22条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
  1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総

額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑩スワップ取引の運用指図（約款第23条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なる受取金利、または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑪金利先渡取引の運用指図（約款第24条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下3)において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超

えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑫デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第25条）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑬有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.～2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 上記1) 1.～2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

⑭資金の借入れ（約款第32条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑯同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

### 3 【投資リスク】

＜基準価額の主な変動要因＞

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

#### ○金利リスク

金利の上昇（債券の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

一般的に金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドは実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

#### ○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受け付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のこととで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてNOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス構成全銘柄を組入れない場合があること、資金流入入から組入公社債の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。
- 当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

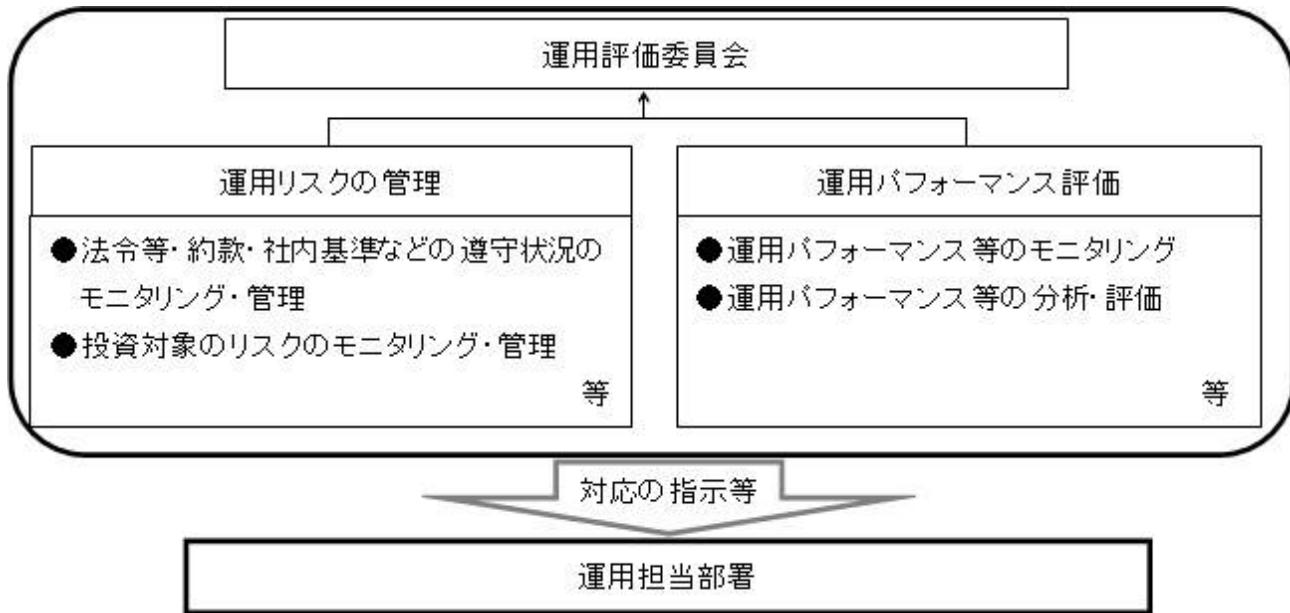
#### ・注意事項

- イ. 当ファンドは、実質的に公社債などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## <リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

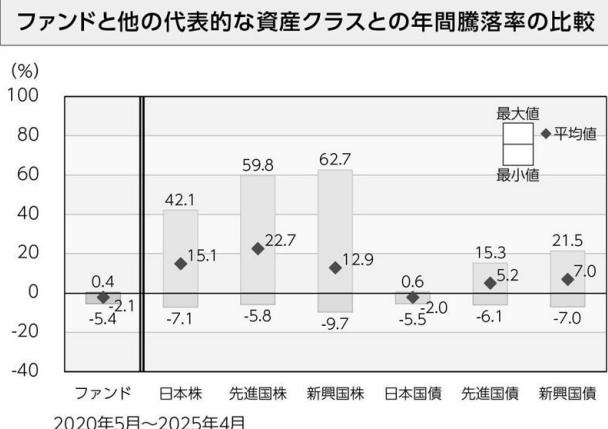
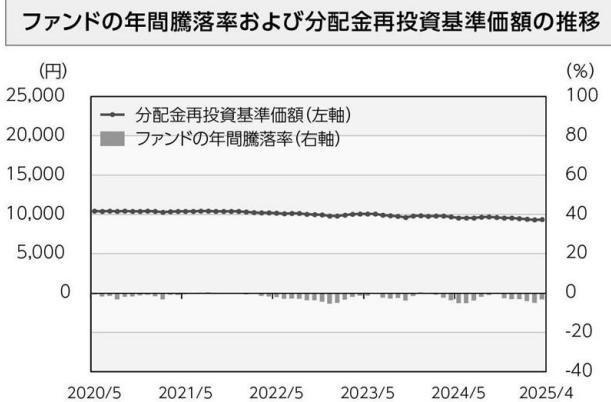
- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2025年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## <参考情報>



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指標

日 本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数值および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など同指數に関するすべての権利・ノウハウおよび同指數にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指數に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指數に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指數です。同指數の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指數の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指數はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指數に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指數です。同指數に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指標は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

ありません。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

##### (3) 【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.154%（税抜0.14%）以内

※2025年7月15日現在は、年率0.154%（税抜0.14%）になります。配分は以下の通りです。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.06%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.06%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

##### (4) 【その他の手数料等】

###### ○信託財産留保額

ありません。

###### ○その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

## (5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

### ①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

### ③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## ○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、2025年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

### <個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

### <収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

…(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.16%	0.15%	0.00%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年10月13日～2024年10月15日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】

2025年4月30日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	24,730,112,225	100.00
内 日本	24,730,112,225	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	938,455	0.00
純資産総額	24,731,050,680	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年4月30日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	403,771,600,100	87.04
内 日本	403,771,600,100	87.04
地方債証券	25,349,704,435	5.46
内 日本	25,349,704,435	5.46
特殊債券	21,744,347,098	4.69
内 日本	21,744,347,098	4.69
社債券	19,464,853,600	4.20
内 日本	19,070,644,600	4.11
内 フランス	394,209,000	0.08
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	△6,439,893,413	△1.39
純資産総額	463,890,611,820	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

### (2) 【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年4月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	20,872,815,855	1.2138 25,335,549,920	1.1848 24,730,112,225	— —	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

## 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年4月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	349回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	6,050,000,000	97.98 5,928,334,500	98.44 5,955,922,500	0.1 2027/12/20	1.28
2	348回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	5,570,000,000	98.18 5,469,015,900	98.62 5,493,356,800	0.1 2027/9/20	1.18
3	153回 利付国庫債券 (5年) 日本	国債証券	5,100,000,000	98.18 5,007,285,000	98.59 5,028,498,000	0.005 2027/6/20	1.08
4	376回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	5,120,000,000	96.12 4,921,722,000	96.89 4,961,075,200	0.9 2034/9/20	1.07
5	369回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	4,820,000,000	95.48 4,602,535,400	96.00 4,627,585,600	0.5 2032/12/20	1.00
6	365回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	4,830,000,000	93.77 4,529,203,000	94.51 4,565,074,500	0.1 2031/12/20	0.98
7	347回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	4,500,000,000	98.40 4,428,225,000	98.79 4,445,955,000	0.1 2027/6/20	0.96
8	377回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	4,450,000,000	98.14 4,367,326,500	99.22 4,415,646,000	1.2 2034/12/20	0.95
9	351回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	4,400,000,000	97.45 4,288,098,000	98.05 4,314,288,000	0.1 2028/6/20	0.93
10	366回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	4,480,000,000	94.04 4,213,096,000	94.87 4,250,489,600	0.2 2032/3/20	0.92
11	372回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	4,200,000,000	96.58 4,056,360,000	97.43 4,092,186,000	0.8 2033/9/20	0.88
12	371回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	4,300,000,000	93.54 4,022,594,000	94.63 4,069,090,000	0.4 2033/6/20	0.88
13	370回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	4,150,000,000	94.77 3,932,996,500	95.71 3,972,214,000	0.5 2033/3/20	0.86
14	158回 利付国庫債券 (5年) 日本	国債証券	4,000,000,000	97.86 3,914,763,000	98.26 3,930,440,000	0.1 2028/3/20	0.85
15	364回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	4,010,000,000	93.85 3,763,691,000	94.79 3,801,239,400	0.1 2031/9/20	0.82

16	3 6 7回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証券	3,970,000,000	93.57	94.54	0.2	0.81
17	1 5 7回 利付国庫債券 (5年)	日本	国債証券	3,800,000,000	98.33	98.54	0.2	0.81
18	1 5 0回 利付国庫債券 (5年)	日本	国債証券	3,770,000,000	98.64	98.97	0.005	0.80
19	3 6 1回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証券	3,900,000,000	94.77	95.60	0.1	0.80
20	3 6 2回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証券	3,910,000,000	94.51	95.34	0.1	0.80
21	3 5 9回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証券	3,850,000,000	95.27	96.07	0.1	0.80
22	3 6 0回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証券	3,800,000,000	95.03	95.83	0.1	0.79
23	3 4 5回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証券	3,660,000,000	98.82	99.13	0.1	0.78
24	3 5 3回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証券	3,690,000,000	96.90	97.57	0.1	0.78
25	3 4 4回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証券	3,570,000,000	99.01	99.31	0.1	0.76
26	3 7 5回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証券	3,580,000,000	97.96	98.97	1.1	0.76
27	3 6 8回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証券	3,750,000,000	93.20	94.17	0.2	0.76
28	4 6 3回 利付国庫債券 (2年)	日本	国債証券	3,500,000,000	99.54	99.76	0.4	0.75
29	3 7 3回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証券	3,600,000,000	94.69	95.49	0.6	0.74
30	1 7 5回 利付国庫債券 (5年)	日本	国債証券	3,400,000,000	100.09	100.17	0.9	0.73

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	87.04

地方債証券		5.46
特殊債券		4.69
社債券		4.20
合計		101.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

#### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

直近日（2025年4月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2016年10月12日)	1,149	1,149	1.0411	1.0411
第2計算期間末 (2017年10月12日)	2,903	2,903	1.0253	1.0253
第3計算期間末 (2018年10月12日)	6,160	6,160	1.0219	1.0219
第4計算期間末 (2019年10月15日)	11,140	11,140	1.0595	1.0595
第5計算期間末 (2020年10月12日)	16,030	16,030	1.0410	1.0410
第6計算期間末 (2021年10月12日)	19,691	19,691	1.0382	1.0382
第7計算期間末 (2022年10月12日)	22,134	22,134	0.9993	0.9993
第8計算期間末 (2023年10月12日)	23,379	23,379	0.9779	0.9779
第9計算期間末 (2024年10月15日)	24,658	24,658	0.9622	0.9622
2024年4月末日	23,643	—	0.9689	—
5月末日	23,415	—	0.9534	—

6月末日	23,610	—	0.9559	—
7月末日	23,639	—	0.9548	—
8月末日	24,295	—	0.9656	—
9月末日	24,733	—	0.9681	—
10月末日	24,860	—	0.9630	—
11月末日	24,900	—	0.9563	—
12月末日	24,910	—	0.9551	—
2025年1月末日	24,779	—	0.9480	—
2月末日	24,562	—	0.9415	—
3月末日	24,376	—	0.9320	—
4月末日	24,731	—	0.9374	—

## ②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
2024年10月16日～2025年4月15日	—

## ③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1計算期間	4.1
第2計算期間	△1.5
第3計算期間	△0.3
第4計算期間	3.7
第5計算期間	△1.7
第6計算期間	△0.3
第7計算期間	△3.7
第8計算期間	△2.1
第9計算期間	△1.6
2024年10月16日～2025年4月15日	△3.2

(注) 収益率は期間騰落率です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	1,871,978,532	767,374,306
第2計算期間	2,620,258,169	893,395,420
第3計算期間	4,670,127,060	1,473,592,616
第4計算期間	7,327,129,624	2,840,189,423
第5計算期間	8,156,749,057	3,272,697,741
第6計算期間	7,691,439,901	4,123,028,282
第7計算期間	7,300,922,737	4,118,838,548
第8計算期間	6,803,428,933	5,044,019,718

第9計算期間	6, 948, 439, 839	5, 231, 234, 110
2024年10月16日～ 2025年4月15日	3, 749, 540, 812	3, 021, 922, 925

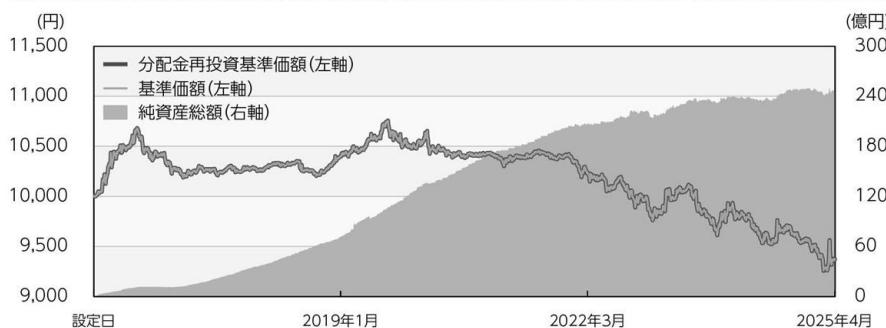
(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

<<参考情報>>

データの基準日:2025年4月30日

### 基準価額・純資産の推移 《2015年12月18日～2025年4月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

(設定日:2015年12月18日)

### 主要な資産の状況

#### ■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	100.00

#### ■国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内訳は、国/地域を表します。

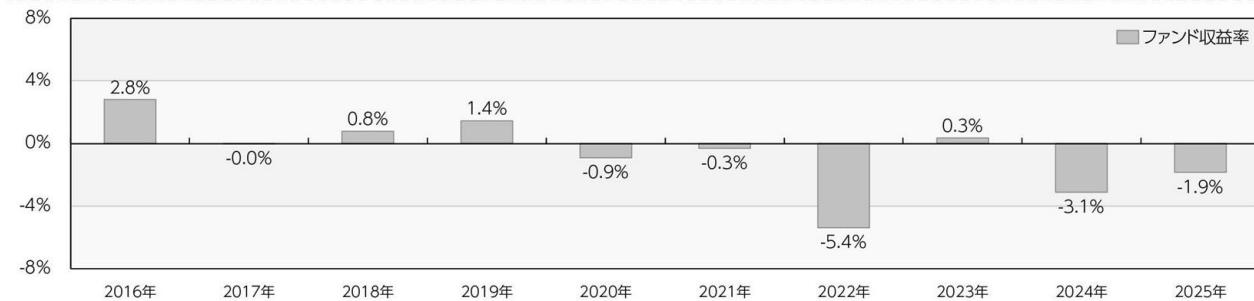
#### 資産の状況

資産の種類	比率(%)
国債証券	87.04
内 日本	87.04
地方債証券	5.46
内 日本	5.46
特殊債券	4.69
内 日本	4.69
社債券	4.20
内 日本	4.11
内 フランス	0.08
コールローン、その他の資産(負債控除後)	△1.39
合計(純資産総額)	100.00

#### 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	349回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2027/12/20	1.28
2	348回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2027/9/20	1.18
3	153回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.005	2027/6/20	1.08
4	376回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.9	2034/9/20	1.07
5	369回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.5	2032/12/20	1.00
6	365回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2031/12/20	0.98
7	347回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2027/6/20	0.96
8	377回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	1.2	2034/12/20	0.95
9	351回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2028/6/20	0.93
10	366回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.2	2032/3/20	0.92

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金自動けいぞく投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### ・お申込価額

お申込日の基準価額※とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・お申込手数料

ありません。

・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

## 2 【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によつては異なる場合があるので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できま

す。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

※解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 <ul style="list-style-type: none"><li>・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）</li><li>・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）</li><li>・価格情報会社の提供する価額</li></ul>

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

## （2）【保管】

該当事項はありません。

## （3）【信託期間】

信託期間は、2015年12月18日から原則として無期限です。

※ただし、下記「(5)その他 イ. 償還規定」の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

## （4）【計算期間】

- a. 計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、上記a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## （5）【その他】

### イ. 償還規定

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。イ. 償還規定c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b. からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがい約款を変更します。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### ニ. 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

#### ホ. 運用報告書

- ・ 委託会社は、毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

## 4 【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

### (3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### **第3 【ファンドの経理状況】**

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（2023年10月13日から2024年10月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年12月13日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード 国内債券の2023年10月13日から2024年10月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、たわらノーロード 国内債券の2024年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれおりません。

## 1 【財務諸表】

### 【たわらノーロード 国内債券】

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 2023年10月12日現在	第9期 2024年10月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	53,230,212	42,318,791
親投資信託受益証券	23,378,307,259	24,657,237,581
未収入金	24,638,000	—
流動資産合計	<u>23,456,175,471</u>	<u>24,699,556,372</u>
<b>資産合計</b>	<u>23,456,175,471</u>	<u>24,699,556,372</u>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	58,617,614	22,464,910
未払受託者報酬	2,569,393	2,675,577
未払委託者報酬	15,416,520	16,053,686
その他未払費用	181,376	186,556
流動負債合計	<u>76,784,903</u>	<u>41,380,729</u>
<b>負債合計</b>	<u>76,784,903</u>	<u>41,380,729</u>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	23,908,897,959	25,626,103,688
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△529,507,391	△967,928,045
（分配準備積立金）	378,033,519	440,698,735
元本等合計	<u>23,379,390,568</u>	<u>24,658,175,643</u>
<b>純資産合計</b>	<u>23,379,390,568</u>	<u>24,658,175,643</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>23,456,175,471</u>	<u>24,699,556,372</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	第9期 自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
<b>営業収益</b>		
受取利息	631	37,680
有価証券売買等損益	$\triangle 486,568,388$	$\triangle 347,787,678$
営業収益合計	$\triangle 486,567,757$	$\triangle 347,749,998$
<b>営業費用</b>		
支払利息	26,109	3,072
受託者報酬	4,985,082	5,284,540
委託者報酬	29,910,842	31,707,683
その他費用	356,456	369,198
営業費用合計	$35,278,489$	$37,364,493$
営業利益又は営業損失（△）	$\triangle 521,846,246$	$\triangle 385,114,491$
経常利益又は経常損失（△）	$\triangle 521,846,246$	$\triangle 385,114,491$
当期純利益又は当期純損失（△）	$\triangle 521,846,246$	$\triangle 385,114,491$
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	$\triangle 34,114,691$	$\triangle 25,302,633$
期首剩余金又は期首次損金（△）	$\triangle 15,248,013$	$\triangle 529,507,391$
剩余金増加額又は欠損金減少額	5,624,056	116,870,132
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	5,624,056	116,870,132
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剩余金減少額又は欠損金増加額	32,151,879	195,478,928
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	32,151,879	195,478,928
分配金	—	—
期末剩余金又は期末欠損金（△）	$\triangle 529,507,391$	$\triangle 967,928,045$

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年10月12日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2024年10月15日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第8期 2023年10月12日現在	第9期 2024年10月15日現在
1. 期首元本額	22,149,488,744円	23,908,897,959円
期中追加設定元本額	6,803,428,933円	6,948,439,839円
期中一部解約元本額	5,044,019,718円	5,231,234,110円
2. 受益権の総数	23,908,897,959口	25,626,103,688口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っております、その差額は529,507,391円であります。	純資産額が元本総額を下回っております、その差額は967,928,045円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第8期 自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	第9期 自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（112,177,125円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（883,363,511円）及び分配準備積立金（265,856,394円）より分配対象収益は1,261,397,030円（1万口当たり527.58円）でありますですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（135,481,198円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,047,900,013円）及び分配準備積立金（305,217,537円）より分配対象収益は1,488,598,748円（1万口当たり580.89円）でありますですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第8期 自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	第9期 自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期 2023年10月12日現在	第9期 2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第8期 2023年10月12日現在	第9期 2024年10月15日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△467,520,293	△340,615,948
合計	△467,520,293	△340,615,948

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第8期 2023年10月12日現在	第9期 2024年10月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9779円 (9,779円)	0.9622円 (9,622円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

2024年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	20,290,682,671	24,657,237,581	
親投資信託受益証券 合計		20,290,682,671	24,657,237,581	
合計			24,657,237,581	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年10月15日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,322,547,002
国債証券	480,422,356,250
地方債証券	26,277,649,279
特殊債券	25,681,079,293
社債券	21,734,805,400
未収利息	616,545,002
前払費用	111,642,620
流動資産合計	560,166,624,846
資産合計	560,166,624,846
負債の部	
流動負債	
未払金	6,565,247,500
未払解約金	43,604,000
流動負債合計	6,608,851,500
負債合計	6,608,851,500
純資産の部	
元本等	
元本	455,540,777,832
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	98,016,995,514
元本等合計	553,557,773,346
純資産合計	553,557,773,346
負債純資産合計	560,166,624,846

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年10月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	450, 880, 361, 068円
同期中追加設定元本額	702, 066, 382, 182円
同期中一部解約元本額	697, 405, 965, 418円
元本の内訳	
ファンド名	
D IAM国内債券パッシブ・ファンド	31, 177, 828, 295円
M I T O ラップ型ファンド（安定型）	48, 609, 291円
M I T O ラップ型ファンド（中立型）	87, 808, 518円
M I T O ラップ型ファンド（積極型）	48, 226, 798円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	604, 841, 116円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	266, 441, 322円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	29, 994, 234円
たわらノーロード 国内債券	20, 290, 682, 671円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	7, 428, 143, 596円
たわらノーロード バランス（堅実型）	1, 729, 530, 962円
たわらノーロード バランス（標準型）	3, 741, 825, 460円
たわらノーロード バランス（積極型）	557, 653, 376円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	223, 771, 484円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	2, 495, 210, 047円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	3, 024, 578, 693円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	928, 996, 502円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	243, 747円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	51, 415, 225円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	23, 003, 321円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	196, 645, 496円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	8, 000, 745円
たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	62, 284円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	16, 586円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	109, 815円
D IAM国内債券インデックスファンド<DC年金>	12, 666, 420, 238円
O n e グローバルバランス	292, 483, 206円
D IAMバランス・ファンド<DC年金>1 安定型	12, 214, 988, 086円
D IAMバランス・ファンド<DC年金>2 安定・成長型	18, 470, 953, 588円
D IAMバランス・ファンド<DC年金>3 成長型	8, 696, 214, 682円
D IAM DC バランス30インデックスファンド	2, 494, 375, 410円
D IAM DC バランス50インデックスファンド	2, 818, 027, 993円
D IAM DC バランス70インデックスファンド	547, 740, 267円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	91, 596, 262円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	3, 507, 090, 002円

マネックス資産設計ファンド エボリューション	6,436,914円
D I A M D C 8 資産バランスファンド（新興国 10）	5,785,004,933円
D I A M D C 8 資産バランスファンド（新興国 20）	2,624,118,509円
D I A M D C 8 資産バランスファンド（新興国 30）	569,216,433円
投資のソムリエ	82,137,783,164円
クルーズコントロール	451,707,986円
投資のソムリエ<DC年金>	9,673,253,300円
D I A M 8 資産バランスファンドN<DC年金>	8,348,239,763円
4 資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	3,014,360,792円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	11,169,486,671円
リスク抑制世界8 資産バランスファンド	31,280,376,848円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2045）	593,633,353円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2055）	310,271,056円
リスク抑制世界8 資産バランスファンド（DC）	109,321,038円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2035）	2,234,173,685円
4 資産分散投資・スタンダード<DC年金>	6,553,988,784円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	11,457,424,666円
9 資産分散投資・スタンダード<DC年金>	6,737,259,163円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2040）	836,592,221円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2050）	336,734,432円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2060）	204,364,537円
4 資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	3,386,480,205円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2065）	54,531,344円
O n e グローバル最適化バランス（安定型）<ラップ向け>	179,285,937円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2070）	386,378円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12（適格機関投資家限定）	1,192,459,136円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06（適格機関投資家限定）	1,196,656,314円
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08（適格機関投資家限定）	776,829,743円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09（適格機関投資家限定）	720,541,220円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03（適格機関投資家限定）	1,177,307,466円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04（適格機関投資家限定）	3,042,305,086円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）2021-06（適格機関投資家限定）	2,025,958,023円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09（適格機関投資家限定）	831,102,079円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）2022-05（適格機関投資家限定）	2,056,745,622円
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01（適格機関投資家限定）	1,972,944,097円
D I A M 国内債券パッシブファンド（適格機関投資家向け）	8,900,522,287円
O n e コアポートフォリオ戦略ファンド（適格機関投資家限定）	1,349,837,669円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	1,433,810,475円
A M O n e マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	199,558,776円
D I A M ワールドバランス 25 V A（適格機関投資家限定）	256,797,956円
O n e 収益追求型マルチアセット戦略ファンドII（適格機関投資家限定）	2,814,592,645円

O n e 収益追求型マルチアセット戦略ファンドIII（適格機関投資家限定）	2, 817, 341, 321円
O n e 収益追求型マルチアセット戦略ファンドIV（適格機関投資家限定）	2, 797, 674, 886円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	1, 988, 321, 960円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド（F O F s用）（適格機関投資家専用）	48, 059, 563円
AMO n e コアポートフォリオ・プラス戦略ファンド（適格機関投資家限定）	470, 587, 299円
D I AMグローバル・バランスファンド2 5 V A（適格機関投資家限定）	133, 148, 953円
D I AMグローバル・バランスファンド5 0 V A（適格機関投資家限定）	90, 951, 050円
D I AM国際分散バランスファンド3 0 V A（適格機関投資家限定）	22, 277, 349円
D I AM国際分散バランスファンド5 0 V A（適格機関投資家限定）	54, 210, 372円
D I AM国内重視バランスファンド3 0 V A（適格機関投資家限定）	28, 275, 243円
D I AM国内重視バランスファンド5 0 V A（適格機関投資家限定）	403, 113円
D I AM世界バランスファンド4 0 V A（適格機関投資家限定）	3, 038, 913円
D I AM世界バランスファンド5 0 V A（適格機関投資家限定）	8, 830, 483円
D I AMバランスファンド2 5 V A（適格機関投資家限定）	2, 324, 611, 369円
D I AMバランスファンド3 7 . 5 V A（適格機関投資家限定）	2, 068, 513, 942円
D I AMバランスファンド5 0 V A（適格機関投資家限定）	4, 275, 366, 539円
D I AMグローバル・アセット・バランスV A（適格機関投資家限定）	51, 096, 608円
D I AMグローバル・アセット・バランスV A 2（適格機関投資家限定）	123, 705, 489円
D I AM アクサ グローバル バランスファンド3 0 V A（適格機関投資家限定）	1, 358, 250, 085円
D I AM世界アセットバランスファンドV A（適格機関投資家向け）	93, 527, 969円
D I AM世界バランスファンド5 5 V A（適格機関投資家限定）	602, 439円
D I AM世界アセットバランスファンド2 V A（適格機関投資家限定）	1, 040, 967, 960円
D I AM世界アセットバランスファンド4 0 V A（適格機関投資家限定）	27, 050, 891円
D I AM世界アセットバランスファンド2 5 V A（適格機関投資家限定）	169, 783, 651円
D I AM世界アセットバランスファンド3 V A（適格機関投資家限定）	228, 994, 769円
D I AM世界アセットバランスファンド4 V A（適格機関投資家限定）	722, 110, 336円
D I AM世界バランス2 5 V A（適格機関投資家限定）	200, 914, 062円
D I AM国内バランス3 0 V A（適格機関投資家限定）	53, 252, 991円
コアサテライト戦略ファンド（適格機関投資家限定）	77, 213, 508円
動的パッケージファンド<DC年金>	417, 229, 159円
コア資産形成ファンド	189, 351, 558円
たわらノーロード 国内債券<ラップ専用>	13, 061, 107, 514円
MHAM動的パッケージファンド【適格機関投資家限定】	45, 252, 122, 799円
MHAM日本債券パッシブファンド【適格機関投資家限定】	22, 360, 992, 737円
MHAM動的パッケージ4資産ファンド【適格機関投資家限定】	214, 960, 928円
計	455, 540, 777, 832円
2. 受益権の総数	455, 540, 777, 832口

(金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年10月13日
----	---------------

	至 2024年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券            「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引            該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品            上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年10月15日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	△6,200,537,250
地方債証券	△303,571,678
特殊債券	△452,793,918
社債券	△188,026,400
合計	△7,144,929,246

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年2月15日から2024年10月15日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2024年10月15日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2152円 (12,152円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	455回 利付国庫債券(2年)	2,900,000,000	2,890,720,000	
	456回 利付国庫債券(2年)	2,000,000,000	1,994,920,000	
	457回 利付国庫債券(2年)	3,200,000,000	3,190,272,000	
	459回 利付国庫債券(2年)	2,000,000,000	1,995,060,000	
	460回 利付国庫債券(2年)	2,500,000,000	2,496,925,000	
	463回 利付国庫債券(2年)	2,700,000,000	2,699,514,000	
	464回 利付国庫債券(2年)	2,200,000,000	2,199,384,000	
	146回 利付国庫債券(5年)	4,700,000,000	4,688,955,000	
	147回 利付国庫債券(5年)	3,350,000,000	3,333,116,000	
	148回 利付国庫債券(5年)	2,000,000,000	1,987,000,000	
	149回 利付国庫債券(5年)	3,180,000,000	3,155,323,200	
	150回 利付国庫債券(5年)	12,370,000,000	12,261,762,500	
	151回 利付国庫債券(5年)	1,600,000,000	1,584,432,000	
	152回 利付国庫債券(5年)	1,790,000,000	1,776,664,500	
	153回 利付国庫債券(5年)	5,210,000,000	5,153,419,400	
	154回 利付国庫債券(5年)	4,900,000,000	4,853,891,000	
	155回 利付国庫債券(5年)	2,700,000,000	2,688,147,000	
	156回 利付国庫債券(5年)	2,300,000,000	2,282,681,000	

年)			
157回 利付国庫債券(5年)	900,000,000	892,107,000	
158回 利付国庫債券(5年)	2,500,000,000	2,469,650,000	
159回 利付国庫債券(5年)	1,000,000,000	986,270,000	
160回 利付国庫債券(5年)	1,600,000,000	1,583,808,000	
161回 利付国庫債券(5年)	600,000,000	596,094,000	
162回 利付国庫債券(5年)	1,600,000,000	1,587,664,000	
163回 利付国庫債券(5年)	3,650,000,000	3,635,911,000	
164回 利付国庫債券(5年)	1,500,000,000	1,480,365,000	
165回 利付国庫債券(5年)	1,000,000,000	991,000,000	
166回 利付国庫債券(5年)	500,000,000	497,545,000	
167回 利付国庫債券(5年)	1,600,000,000	1,589,968,000	
168回 利付国庫債券(5年)	1,300,000,000	1,303,081,000	
169回 利付国庫債券(5年)	1,000,000,000	998,050,000	
170回 利付国庫債券(5年)	3,300,000,000	3,305,247,000	
171回 利付国庫債券(5年)	2,200,000,000	2,183,456,000	
172回 利付国庫債券(5年)	4,800,000,000	4,785,744,000	
1回 利付国庫債券(40年)	110,000,000	119,108,000	
2回 利付国庫債券(40年)	330,000,000	342,797,400	
3回 利付国庫債券(40年)	540,000,000	557,728,200	
4回 利付国庫債券(40年)	720,000,000	737,877,600	
5回 利付国庫債券(40年)	710,000,000	694,017,900	
6回 利付国庫債券(40年)	940,000,000	893,808,400	
7回 利付国庫債券(40年)	1,030,000,000	929,698,600	
8回 利付国庫債券(40年)	990,000,000	821,690,100	
9回 利付国庫債券(40年)	1,780,000,000	1,060,559,600	

10回 利付国庫債券(40年)	1,730,000,000	1,209,391,100	
11回 利付国庫債券(40年)	1,380,000,000	918,528,000	
12回 利付国庫債券(40年)	1,420,000,000	827,206,800	
13回 利付国庫債券(40年)	2,120,000,000	1,206,682,800	
14回 利付国庫債券(40年)	2,320,000,000	1,401,001,600	
15回 利付国庫債券(40年)	2,570,000,000	1,708,972,900	
16回 利付国庫債券(40年)	2,840,000,000	2,066,753,200	
17回 利付国庫債券(40年)	600,000,000	566,508,000	
1回 CT利付国庫債券(10年)	1,700,000,000	1,674,721,000	
2回 CT利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,511,715,000	
341回 利付国庫債券(10年)	3,620,000,000	3,620,000,000	
342回 利付国庫債券(10年)	3,520,000,000	3,507,011,200	
343回 利付国庫債券(10年)	3,090,000,000	3,074,797,200	
344回 利付国庫債券(10年)	3,570,000,000	3,548,794,200	
345回 利付国庫債券(10年)	5,060,000,000	5,026,098,000	
346回 利付国庫債券(10年)	4,540,000,000	4,506,177,000	
347回 利付国庫債券(10年)	4,500,000,000	4,462,470,000	
348回 利付国庫債券(10年)	5,570,000,000	5,517,586,300	
349回 利付国庫債券(10年)	8,350,000,000	8,260,989,000	
350回 利付国庫債券(10年)	9,600,000,000	9,483,456,000	
351回 利付国庫債券(10年)	3,400,000,000	3,353,318,000	
352回 利付国庫債券(10年)	3,370,000,000	3,318,034,600	
353回 利付国庫債券(10年)	3,690,000,000	3,627,343,800	
354回 利付国庫債券(10年)	2,460,000,000	2,412,694,200	
355回 利付国庫債券(10年)	3,730,000,000	3,650,961,300	
356回 利付国庫債券(10年)	3,400,000,000	3,320,984,000	

0年)			
357回 利付国庫債券(10年)	5,200,000,000	5,071,924,000	
358回 利付国庫債券(10年)	5,950,000,000	5,795,181,000	
359回 利付国庫債券(10年)	4,150,000,000	4,036,082,500	
360回 利付国庫債券(10年)	4,100,000,000	3,980,321,000	
361回 利付国庫債券(10年)	4,100,000,000	3,971,957,000	
362回 利付国庫債券(10年)	4,210,000,000	4,069,680,700	
363回 利付国庫債券(10年)	4,670,000,000	4,502,720,600	
364回 利付国庫債券(10年)	4,410,000,000	4,240,744,200	
365回 利付国庫債券(10年)	3,830,000,000	3,672,931,700	
366回 利付国庫債券(10年)	4,040,000,000	3,894,681,200	
367回 利付国庫債券(10年)	5,470,000,000	5,255,411,900	
368回 利付国庫債券(10年)	5,950,000,000	5,700,814,000	
369回 利付国庫債券(10年)	6,020,000,000	5,892,677,000	
370回 利付国庫債券(10年)	6,250,000,000	6,099,562,500	
371回 利付国庫債券(10年)	5,700,000,000	5,499,360,000	
372回 利付国庫債券(10年)	5,600,000,000	5,576,760,000	
373回 利付国庫債券(10年)	4,450,000,000	4,342,310,000	
374回 利付国庫債券(10年)	5,500,000,000	5,447,475,000	
375回 利付国庫債券(10年)	4,880,000,000	4,953,639,200	
1回 利付国庫債券(30年)	110,000,000	121,788,700	
2回 利付国庫債券(30年)	100,000,000	109,525,000	
4回 利付国庫債券(30年)	200,000,000	227,318,000	
6回 利付国庫債券(30年)	200,000,000	223,740,000	
11回 利付国庫債券(30年)	250,000,000	268,362,500	
12回 利付国庫債券(30年)	230,000,000	254,704,300	

13回 利付国庫債券(30年)	150,000,000	164,826,000	
14回 利付国庫債券(30年)	340,000,000	385,815,000	
15回 利付国庫債券(30年)	260,000,000	297,559,600	
16回 利付国庫債券(30年)	240,000,000	274,747,200	
17回 利付国庫債券(30年)	270,000,000	306,617,400	
18回 利付国庫債券(30年)	400,000,000	450,364,000	
19回 利付国庫債券(30年)	280,000,000	315,266,000	
20回 利付国庫債券(30年)	330,000,000	378,394,500	
21回 利付国庫債券(30年)	310,000,000	349,112,700	
22回 利付国庫債券(30年)	290,000,000	332,722,800	
23回 利付国庫債券(30年)	350,000,000	401,740,500	
25回 利付国庫債券(30年)	330,000,000	371,131,200	
26回 利付国庫債券(30年)	620,000,000	704,251,800	
27回 利付国庫債券(30年)	620,000,000	711,003,600	
28回 利付国庫債券(30年)	770,000,000	882,674,100	
29回 利付国庫債券(30年)	860,000,000	973,279,200	
30回 利付国庫債券(30年)	880,000,000	982,115,200	
31回 利付国庫債券(30年)	720,000,000	792,590,400	
32回 利付国庫債券(30年)	970,000,000	1,077,999,800	
33回 利付国庫債券(30年)	1,180,000,000	1,258,281,200	
34回 利付国庫債券(30年)	1,200,000,000	1,309,824,000	
35回 利付国庫債券(30年)	1,060,000,000	1,123,207,800	
36回 利付国庫債券(30年)	1,370,000,000	1,446,637,800	
37回 利付国庫債券(30年)	1,360,000,000	1,410,945,600	
38回 利付国庫債券(30年)	850,000,000	864,951,500	
39回 利付国庫債券(30年)	1,210,000,000	1,247,836,700	

年)			
4 0回 利付国庫債券（30年）	1,030,000,000	1,043,256,100	
4 1回 利付国庫債券（30年）	1,060,000,000	1,054,657,600	
4 2回 利付国庫債券（30年）	1,000,000,000	992,030,000	
4 3回 利付国庫債券（30年）	710,000,000	702,232,600	
4 4回 利付国庫債券（30年）	1,130,000,000	1,115,061,400	
4 5回 利付国庫債券（30年）	1,650,000,000	1,568,589,000	
4 6回 利付国庫債券（30年）	1,540,000,000	1,459,011,400	
4 7回 利付国庫債券（30年）	1,340,000,000	1,288,932,600	
4 8回 利付国庫債券（30年）	1,470,000,000	1,358,912,100	
4 9回 利付国庫債券（30年）	1,300,000,000	1,197,313,000	
5 0回 利付国庫債券（30年）	1,750,000,000	1,422,225,000	
5 1回 利付国庫債券（30年）	1,520,000,000	1,095,312,000	
5 2回 利付国庫債券（30年）	1,400,000,000	1,052,604,000	
5 3回 利付国庫債券（30年）	1,320,000,000	1,010,460,000	
5 4回 利付国庫債券（30年）	2,930,000,000	2,336,821,500	
5 5回 利付国庫債券（30年）	1,080,000,000	857,077,200	
5 6回 利付国庫債券（30年）	1,140,000,000	900,873,600	
5 7回 利付国庫債券（30年）	1,330,000,000	1,046,577,000	
5 8回 利付国庫債券（30年）	1,660,000,000	1,300,742,800	
5 9回 利付国庫債券（30年）	1,220,000,000	928,603,000	
6 0回 利付国庫債券（30年）	1,030,000,000	819,447,400	
6 1回 利付国庫債券（30年）	660,000,000	497,461,800	
6 2回 利付国庫債券（30年）	1,020,000,000	726,046,200	
6 3回 利付国庫債券（30年）	1,750,000,000	1,204,752,500	
6 4回 利付国庫債券（30年）	1,100,000,000	752,752,000	

65回 利付国庫債券(30年)	900,000,000	612,693,000	
66回 利付国庫債券(30年)	1,090,000,000	737,624,800	
67回 利付国庫債券(30年)	1,090,000,000	775,829,300	
68回 利付国庫債券(30年)	2,340,000,000	1,656,205,200	
69回 利付国庫債券(30年)	1,360,000,000	985,116,000	
70回 利付国庫債券(30年)	2,100,000,000	1,514,163,000	
71回 利付国庫債券(30年)	1,930,000,000	1,383,983,700	
72回 利付国庫債券(30年)	1,290,000,000	920,737,500	
73回 利付国庫債券(30年)	1,290,000,000	916,454,700	
74回 利付国庫債券(30年)	1,520,000,000	1,169,974,400	
75回 利付国庫債券(30年)	1,520,000,000	1,260,809,600	
76回 利付国庫債券(30年)	1,320,000,000	1,119,874,800	
77回 利付国庫債券(30年)	2,000,000,000	1,777,340,000	
78回 利付国庫債券(30年)	1,300,000,000	1,097,954,000	
79回 利付国庫債券(30年)	1,450,000,000	1,161,334,000	
80回 利付国庫債券(30年)	1,380,000,000	1,279,025,400	
81回 利付国庫債券(30年)	1,500,000,000	1,323,585,000	
82回 利付国庫債券(30年)	1,710,000,000	1,580,758,200	
83回 利付国庫債券(30年)	1,500,000,000	1,516,320,000	
83回 利付国庫債券(20年)	70,000,000	71,479,100	
84回 利付国庫債券(20年)	170,000,000	173,391,500	
85回 利付国庫債券(20年)	590,000,000	604,590,700	
86回 利付国庫債券(20年)	120,000,000	123,308,400	
87回 利付国庫債券(20年)	120,000,000	123,138,000	
88回 利付国庫債券(20年)	590,000,000	608,767,900	
89回 利付国庫債券(20年)	10,000,000	10,301,500	

年)			
9 0回 利付国庫債券（20年）	470,000,000	486,144,500	
9 1回 利付国庫債券（20年）	110,000,000	113,988,600	
9 2回 利付国庫債券（20年）	1,160,000,000	1,202,444,400	
9 3回 利付国庫債券（20年）	370,000,000	384,167,300	
9 4回 利付国庫債券（20年）	670,000,000	697,262,300	
9 5回 利付国庫債券（20年）	550,000,000	577,593,500	
9 6回 利付国庫債券（20年）	120,000,000	125,385,600	
9 7回 利付国庫債券（20年）	660,000,000	694,089,000	
9 8回 利付国庫債券（20年）	160,000,000	167,800,000	
9 9回 利付国庫債券（20年）	750,000,000	789,262,500	
1 0 0回 利付国庫債券（20年）	830,000,000	879,136,000	
1 0 1回 利付国庫債券（20年）	230,000,000	245,166,200	
1 0 2回 利付国庫債券（20年）	500,000,000	534,970,000	
1 0 3回 利付国庫債券（20年）	160,000,000	170,612,800	
1 0 4回 利付国庫債券（20年）	110,000,000	116,501,000	
1 0 5回 利付国庫債券（20年）	640,000,000	679,846,400	
1 0 6回 利付国庫債券（20年）	500,000,000	533,055,000	
1 0 7回 利付国庫債券（20年）	600,000,000	639,156,000	
1 0 8回 利付国庫債券（20年）	690,000,000	729,378,300	
1 0 9回 利付国庫債券（20年）	350,000,000	370,727,000	
1 1 0回 利付国庫債券（20年）	440,000,000	469,862,800	
1 1 1回 利付国庫債券（20年）	460,000,000	494,605,800	
1 1 2回 利付国庫債券（20年）	740,000,000	792,295,800	
1 1 3回 利付国庫債券（20年）	2,470,000,000	2,651,149,800	
1 1 6回 利付国庫債券（20年）	530,000,000	575,452,800	

117回 利付国庫債券(20年)	1,870,000,000	2,020,535,000	
118回 利付国庫債券(20年)	955,000,000	1,029,805,150	
119回 利付国庫債券(20年)	470,000,000	501,649,800	
120回 利付国庫債券(20年)	500,000,000	528,025,000	
121回 利付国庫債券(20年)	1,040,000,000	1,118,353,600	
122回 利付国庫債券(20年)	870,000,000	930,560,700	
123回 利付国庫債券(20年)	1,450,000,000	1,580,036,000	
125回 利付国庫債券(20年)	900,000,000	988,767,000	
126回 利付国庫債券(20年)	910,000,000	988,196,300	
127回 利付国庫債券(20年)	840,000,000	906,990,000	
128回 利付国庫債券(20年)	200,000,000	216,274,000	
130回 利付国庫債券(20年)	1,110,000,000	1,195,026,000	
131回 利付国庫債券(20年)	1,100,000,000	1,176,967,000	
132回 利付国庫債券(20年)	530,000,000	567,577,000	
133回 利付国庫債券(20年)	2,030,000,000	2,187,832,500	
134回 利付国庫債券(20年)	900,000,000	971,586,000	
135回 利付国庫債券(20年)	130,000,000	139,421,100	
136回 利付国庫債券(20年)	360,000,000	383,407,200	
137回 利付国庫債券(20年)	480,000,000	514,780,800	
138回 利付国庫債券(20年)	1,060,000,000	1,120,960,600	
139回 利付国庫債券(20年)	680,000,000	724,315,600	
140回 利付国庫債券(20年)	950,000,000	1,019,825,000	
141回 利付国庫債券(20年)	1,560,000,000	1,675,471,200	
142回 利付国庫債券(20年)	730,000,000	789,670,200	
143回 利付国庫債券(20年)	2,130,000,000	2,268,961,200	
144回 利付国庫債券(20年)	1,050,000,000	1,110,196,500	

0年)			
145回 利付国庫債券(20年)	2,250,000,000	2,415,262,500	
146回 利付国庫債券(20年)	2,240,000,000	2,403,990,400	
147回 利付国庫債券(20年)	1,290,000,000	1,372,366,500	
148回 利付国庫債券(20年)	1,730,000,000	1,822,537,700	
149回 利付国庫債券(20年)	2,290,000,000	2,409,080,000	
150回 利付国庫債券(20年)	2,330,000,000	2,425,110,600	
151回 利付国庫債券(20年)	2,360,000,000	2,406,916,800	
152回 利付国庫債券(20年)	2,240,000,000	2,279,065,600	
153回 利付国庫債券(20年)	2,560,000,000	2,625,203,200	
154回 利付国庫債券(20年)	2,420,000,000	2,451,968,200	
155回 利付国庫債券(20年)	2,280,000,000	2,257,291,200	
156回 利付国庫債券(20年)	2,280,000,000	2,104,120,800	
157回 利付国庫債券(20年)	2,380,000,000	2,135,145,600	
158回 利付国庫債券(20年)	2,390,000,000	2,211,945,000	
159回 利付国庫債券(20年)	2,440,000,000	2,275,958,800	
160回 利付国庫債券(20年)	2,120,000,000	1,993,520,800	
161回 利付国庫債券(20年)	1,760,000,000	1,627,683,200	
162回 利付国庫債券(20年)	1,930,000,000	1,777,510,700	
163回 利付国庫債券(20年)	3,330,000,000	3,053,976,300	
164回 利付国庫債券(20年)	2,570,000,000	2,315,133,100	
165回 利付国庫債券(20年)	3,070,000,000	2,751,241,900	
166回 利付国庫債券(20年)	2,760,000,000	2,530,368,000	
167回 利付国庫債券(20年)	1,950,000,000	1,729,084,500	
168回 利付国庫債券(20年)	3,390,000,000	2,946,011,700	
169回 利付国庫債券(20年)	2,720,000,000	2,314,856,000	

170回 利付国庫債券(20年)	1,800,000,000	1,523,520,000	
171回 利付国庫債券(20年)	1,440,000,000	1,212,120,000	
172回 利付国庫債券(20年)	1,580,000,000	1,343,774,200	
173回 利付国庫債券(20年)	1,960,000,000	1,657,944,400	
174回 利付国庫債券(20年)	2,330,000,000	1,960,135,800	
175回 利付国庫債券(20年)	2,020,000,000	1,718,959,400	
176回 利付国庫債券(20年)	2,800,000,000	2,370,088,000	
177回 利付国庫債券(20年)	2,100,000,000	1,738,506,000	
178回 利付国庫債券(20年)	3,200,000,000	2,681,088,000	
179回 利付国庫債券(20年)	1,810,000,000	1,509,178,000	
180回 利付国庫債券(20年)	2,840,000,000	2,484,687,600	
181回 利付国庫債券(20年)	1,900,000,000	1,684,236,000	
182回 利付国庫債券(20年)	1,550,000,000	1,416,359,000	
183回 利付国庫債券(20年)	1,800,000,000	1,722,618,000	
184回 利付国庫債券(20年)	1,580,000,000	1,433,913,200	
185回 利付国庫債券(20年)	2,800,000,000	2,531,340,000	
186回 利付国庫債券(20年)	2,200,000,000	2,121,790,000	
187回 利付国庫債券(20年)	1,700,000,000	1,581,068,000	
188回 利付国庫債券(20年)	2,300,000,000	2,243,466,000	
189回 利付国庫債券(20年)	2,700,000,000	2,759,265,000	
国債証券 合計	504,205,000,000	480,422,356,250	
地方債証券	760回 東京都公募公債	100,000,000	99,112,000
	783回 東京都公募公債	110,000,000	108,592,000
	796回 東京都公募公債	200,000,000	193,990,000
	802回 東京都公募公債	400,000,000	388,376,000
	813回 東京都公募公債	300,000,000	290,229,000
	1回 東京都公募公債 30年	200,000,000	221,472,000
	14回 東京都公募公債 30年	100,000,000	103,882,000
	9回 東京都公募公債 20	200,000,000	206,520,000

年			
10回 東京都公募公債 20年	300,000,000	310,473,000	
18回 東京都公募公債 20年	100,000,000	106,914,000	
21回 東京都公募公債 20年	100,000,000	107,720,000	
31回 東京都公募公債 20年	200,000,000	203,108,000	
28年度6回 北海道公募公債	100,000,000	99,189,000	
30年度8回 北海道公募公債	400,000,000	394,824,000	
30年度14回 北海道公募公債	400,000,000	393,184,000	
令和2年度19回 北海道公募公債	100,000,000	96,378,000	
36回2号 宮城県公募公債 10年	250,000,000	241,375,000	
237回 神奈川県公募公債	200,000,000	196,124,000	
251回 神奈川県公募公債 10年	200,000,000	193,292,000	
258回 神奈川県公募公債 10年	300,000,000	287,997,000	
3回 神奈川県公募公債 30年	100,000,000	114,820,000	
11回 神奈川県公募公債 20年	100,000,000	106,681,000	
16回 神奈川県公募公債 20年	300,000,000	325,089,000	
19回 神奈川県公募公債 20年	100,000,000	107,262,000	
413回 大阪府公募公債 10年	100,000,000	99,014,000	
419回 大阪府公募公債 10年	100,000,000	99,214,000	
464回 大阪府公募公債 10年	200,000,000	191,970,000	
467回 大阪府公募公債 10年	200,000,000	192,602,000	
469回 大阪府公募公債 10年	200,000,000	191,808,000	
472回 大阪府公募公債 10年	200,000,000	190,898,000	
474回 大阪府公募公債 10年	300,000,000	286,233,000	
10回 大阪府公募公債 20年	200,000,000	213,294,000	
13回 大阪府公募公債 20年	100,000,000	100,272,000	
14回 大阪府公募公債 2	100,000,000	91,849,000	

0年			
190回 大阪府公募公債 5年	300,000,000	296,685,000	
29年度13回 京都府公募 公債	109,330,000	108,027,879	
令和2年度1回 京都府公募 公債	400,000,000	388,140,000	
令和2年度14回 京都府公 募公債	200,000,000	193,498,000	
令和元年度16回 兵庫県公 募公債	200,000,000	193,930,000	
令和3年度2回 兵庫県公募 公債	100,000,000	96,375,000	
2回 兵庫県公募公債 30 年	100,000,000	110,458,000	
1回 兵庫県公募公債 15 年	200,000,000	204,096,000	
5回 兵庫県公募公債 15 年	300,000,000	307,962,000	
9回 兵庫県公募公債 15 年	100,000,000	101,726,000	
5回 兵庫県公募公債 12 年	100,000,000	100,475,000	
令和元年度 9回 静岡県公 募公債	200,000,000	194,084,000	
令和2年度 10回 静岡県 公募公債	100,000,000	96,702,000	
令和2年度 14回 静岡県 公募公債	200,000,000	192,568,000	
2回 静岡県公募公債 15 年	100,000,000	102,394,000	
4回 静岡県公募公債 15 年	100,000,000	102,792,000	
8回 静岡県公募公債 15 年	200,000,000	201,496,000	
7回 静岡県公募公債 20 年	300,000,000	320,142,000	
22年度14回 愛知県公募 公債	300,000,000	324,705,000	
24年度12回 愛知県公募 公債 30年	100,000,000	105,508,000	
26年度4回 愛知県公募公 債 20年	200,000,000	209,394,000	
27年度8回 愛知県公募公 債 30年	150,000,000	140,958,000	
27年度15回 愛知県公募 公債 10年	100,000,000	100,100,000	
30年度19回 愛知県公募 公債	200,000,000	195,454,000	
令和元年度7回 愛知県公募 公債	300,000,000	199,521,000	

30年度3回 広島県公募公債	100,000,000	98,684,000	
令和2年 7回 広島県公募公債	200,000,000	193,478,000	
27年度 2回 広島県公募公債 30年	100,000,000	78,016,000	
令和2年 2回 広島県公募公債	100,000,000	83,812,000	
令和元年度第8回 埼玉県公募公債	200,000,000	194,426,000	
6回 埼玉県公募公債 30年	200,000,000	162,470,000	
12回 埼玉県公募公債 30年	300,000,000	203,229,000	
9回 埼玉県公募公債 20年	100,000,000	107,997,000	
13回 埼玉県公募公債 20年	100,000,000	105,667,000	
14回 埼玉県公募公債 20年	300,000,000	314,172,000	
15回 埼玉県公募公債 20年	100,000,000	100,468,000	
28年度8回 福岡県公募公債	100,000,000	99,369,000	
30年度6回 福岡県公募公債	200,000,000	196,652,000	
令和元年度1回 福岡県公募公債	200,000,000	194,308,000	
令和2年5回 福岡県公募公債	100,000,000	96,615,000	
24年度1回 福岡県公募公債 15年	100,000,000	102,470,000	
令和元年3回 福岡県公募公債 30年	200,000,000	135,422,000	
20回2号 福岡県公募公債	100,000,000	105,957,000	
21年度2回 福岡県公募公債(20年)	100,000,000	108,179,000	
24年度2回 福岡県公募公債(20年)	300,000,000	317,919,000	
27年度9回 千葉県公募公債	100,000,000	99,484,000	
令和3年 5回 千葉県公募公債	200,000,000	190,978,000	
14回 千葉県公募公債 20年	100,000,000	101,914,000	
18回 千葉県公募公債 20年	100,000,000	100,036,000	
21回 千葉県公募公債 20年	100,000,000	90,528,000	
令和3年度1回 長野県公募公債 10年	200,000,000	193,028,000	

5回 群馬県公募公債 20年	100,000,000	104,530,000	
153回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,087,000	
157回 共同発行市場公募地方債	120,000,000	119,300,400	
159回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	198,590,000	
160回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	496,060,000	
166回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	496,280,000	
169回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	496,200,000	
173回 共同発行市場公募地方債	400,000,000	396,560,000	
174回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,898,000	
178回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,984,000	
179回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	494,875,000	
189回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,362,000	
194回 共同発行市場公募地方債	300,000,000	292,746,000	
196回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	486,110,000	
203回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,944,000	
227回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	480,290,000	
228回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	478,380,000	
30年度3回 堺市公募公債	100,000,000	98,308,000	
令和2年度1回 福島県公募公債	200,000,000	193,048,000	
29年度4回 大阪市公募公債	200,000,000	197,832,000	
令和2年 2回 大阪市公募公債	300,000,000	290,793,000	
6回 大阪市公募公債 20年	200,000,000	213,220,000	
511回 名古屋市公募公債 10年	200,000,000	193,588,000	
16回 名古屋市公募公債 20年	100,000,000	104,442,000	
17回 名古屋市公募公債 20年	100,000,000	100,577,000	
4回 京都市公募公債 20年	100,000,000	103,824,000	

9回 京都市公募公債 20年	200,000,000	217,160,000	
24年度12回 神戸市公募公債	200,000,000	213,176,000	
30年度7回 神戸市公募公債 30年	300,000,000	296,067,000	
令和3年度6回 神戸市公募公債 30年	200,000,000	140,318,000	
令和元年度3回 横浜市公募公債	400,000,000	387,904,000	
2回 横浜市公募公債 30年	100,000,000	113,387,000	
17回 横浜市公募公債 20年	100,000,000	106,039,000	
29回 横浜市公募公債 20年	100,000,000	104,542,000	
23年度7回 札幌市公募公債 30年	100,000,000	105,788,000	
29年度5回 札幌市公募公債 20年	300,000,000	273,006,000	
第91回 川崎市公募公債	200,000,000	196,848,000	
6回 川崎市公募公債 20年	200,000,000	214,200,000	
5回 川崎市公募公債 30年	100,000,000	105,491,000	
6回 北九州市公募公債 20年	100,000,000	105,876,000	
11回 北九州市公募公債 20年	300,000,000	324,807,000	
17回 北九州市公募公債 20年	100,000,000	104,488,000	
22年度8回 福岡市公募公債	100,000,000	109,076,000	
30年度7回 福岡市公募公債	200,000,000	180,872,000	
2019年度5回 福岡市公募公債 20年	100,000,000	83,637,000	
29年度2回 広島市公募公債	200,000,000	182,786,000	
29年度6回 広島市公募公債	300,000,000	296,826,000	
30年度2回 仙台市公募公債 20年	100,000,000	90,813,000	
令和3年度3回 仙台市公募公債 5年	300,000,000	296,412,000	
17回 さいたま市公募公債	200,000,000	194,274,000	
令和2年度1回 高知県公募公債	200,000,000	193,048,000	
30年度3回 岡山県公募公債 10年	200,000,000	195,754,000	
地方債証券 合計	26,739,330,000	26,277,649,279	

特殊債券	9回 新関西国際空港社債	200,000,000	204,064,000	
	12回 新関西国際空港社債	200,000,000	202,540,000	
	78回 日本政策投資銀行債券	300,000,000	297,453,000	
	125回 日本政策投資銀行債券	500,000,000	413,745,000	
	131回 日本政策投資銀行債券	100,000,000	70,358,000	
	156回 日本政策投資銀行債券	400,000,000	383,348,000	
	33回 政保日本政策投資銀行社債	300,000,000	298,308,000	
	1回 高速道路機構債	300,000,000	349,086,000	
	19回 高速道路機構債	150,000,000	167,622,000	
	26回 高速道路機構債	200,000,000	228,194,000	
	36回 高速道路機構債	300,000,000	338,106,000	
	50回 高速道路機構債	300,000,000	256,512,000	
	75回 日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	107,517,000	
	124回 日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	104,290,000	
	155回 日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	100,984,000	
	159回 日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	93,287,000	
	162回 日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	87,969,000	
	169回 高速道路機構債	100,000,000	85,735,000	
	172回 高速道路機構債	200,000,000	178,204,000	
	210回 高速道路機構債	100,000,000	89,489,000	
	97回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	107,379,000	
	116回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	102,747,000	
	121回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	500,000,000	533,095,000	
	153回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	107,254,000	
	188回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	104,216,000	
	239回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	300,000,000	301,665,000	
	250回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	101,648,000	
	260回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	181,538,000	
	第262回 政保道路債	500,000,000	497,765,000	
	268回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	88,587,000	
	271回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	300,000,000	298,239,000	

286回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	200,000,000	179,816,000	
300回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	100,000,000	99,172,000	
309回 政保日本高速道路保 有・債務返済機構	800,000,000	793,168,000	
319回 政保日本高速道路保 有・債務返済機構	200,000,000	183,926,000	
337回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	100,000,000	90,683,000	
398回 政保道路債	300,000,000	201,567,000	
413回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	200,000,000	116,728,000	
418回 高速道路機構債	200,000,000	137,432,000	
420回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	200,000,000	139,012,000	
28回 日本道路・機構承継 債	500,000,000	576,825,000	
1回 地方公共団体金融機構 債券 20年	200,000,000	211,646,000	
1回 地方公共団体金融機構 債券 20年	300,000,000	321,681,000	
2回 地方公共団体金融機構 債券 20年	300,000,000	322,284,000	
13回 地方公共団体金融機 構債券 20年	100,000,000	108,303,000	
79回 政保地方公共団体金 融機構債券	300,000,000	305,910,000	
19回 地方公共団体金融機 構債券	200,000,000	213,958,000	
23回 地方公共団体金融機 構債券 20年	100,000,000	105,954,000	
24回 地方公共団体金融機 構債券 20年	200,000,000	212,248,000	
F147回 地方公共団体金 融機構債券	200,000,000	203,594,000	
F174回 地方公共団体金 融機構債券	300,000,000	315,021,000	
36回 地方公共団体金融機 構債券 20年	100,000,000	104,476,000	
39回 地方公共団体金融機 構債券	500,000,000	514,120,000	
42回 地方公共団体金融機 構債券 20年	300,000,000	295,260,000	
44回 地方公共団体金融機 構債券 20年	200,000,000	201,936,000	
288回 政保地方公共団体金 融機構債券	300,000,000	290,574,000	
83回 地方公共団体金融機 構債券 10年	400,000,000	397,440,000	
91回 政保地方公共団体金	100,000,000	99,153,000	

融機構債券			
5 9回 地方公共団体金融機構債券 20年	100,000,000	91,811,000	
9 6回 地方公共団体金融機構債券	500,000,000	495,545,000	
9 8回 政保地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,117,000	
1 0 3回 政保地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,891,000	
1 1 3回 政保地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,644,000	
7 7回 地方公共団体金融機構債券 20年	300,000,000	244,461,000	
1 0回 地方公共団体金融機構債券 30年	300,000,000	201,603,000	
F 5 3 8回 地方公共団体金融機構債券	500,000,000	497,530,000	
1 5回 日本政策金融公庫債券	200,000,000	213,338,000	
4 0回 政保日本政策金融公庫債券	103,000,000	102,422,170	
2 3回 国際協力銀行債券	100,000,000	101,921,000	
9 3回 都市再生債券	100,000,000	101,774,000	
1 0 9回 都市再生機構債券	200,000,000	201,716,000	
1 6 5回 都市再生機構債券	200,000,000	141,102,000	
1 1回 独立行政法人福祉医療機構	100,000,000	102,919,000	
3 9回 住宅金融支援機構債券	200,000,000	213,734,000	
6 1回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	101,611,000	
7 5回 住宅金融支援機構債券	350,000,000	378,035,000	
8 0回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	101,950,000	
1 1 5回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	106,785,000	
1 2 4回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	102,616,000	
1 4 8回 住宅金融支援機構債券	250,000,000	252,822,500	
1 5 9回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	99,317,000	
1 7 2回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,071,000	
1 8 7回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	99,347,000	
2 2 2回 住宅金融支援機構債券	300,000,000	296,487,000	
2 3 0回 住宅金融支援機構債券	300,000,000	296,556,000	

233回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	88,947,000	
321回 住宅金融支援機構債券	500,000,000	494,660,000	
325回 住宅金融支援機構債券	500,000,000	494,660,000	
27回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	13,561,000	13,923,892	
29回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	85,440,000	88,477,392	
36回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	127,600,000	131,314,436	
38回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,275,000	18,758,556	
49回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	15,653,000	16,069,682	
52回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,253,000	18,668,073	
53回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	19,344,000	19,781,948	
60回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	23,444,000	23,882,402	
64回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	58,180,000	58,699,547	
76回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	26,168,000	26,501,380	
82回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,930,000	31,925,210	
84回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,269,000	32,261,255	
86回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	35,790,000	35,653,282	
90回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	37,525,000	37,117,103	
93回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	42,718,000	41,360,849	
96回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	47,979,000	46,727,707	
99回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	50,012,000	48,949,745	
114回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	190,209,000	178,379,902	
117回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,867,000	61,097,578	
118回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,395,000	60,755,394	
119回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,849,000	61,106,564	
126回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	202,128,000	188,985,637	
128回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	201,579,000	188,381,622	

融支援機構債券				
1 3 0回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	137,986,000	128,753,356		
1 3 1回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	205,998,000	191,644,059		
1 3 2回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	204,168,000	190,037,532		
1 3 7回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	355,760,000	331,892,060		
1 3 9回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	70,741,000	65,933,441		
1 4 2回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	73,251,000	67,429,743		
1 5 4回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	238,050,000	217,658,637		
1 5 6回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	316,456,000	290,158,506		
1 6 0回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	243,735,000	223,071,146		
1 6 8回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	249,477,000	228,737,976		
1 7 0回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	759,231,000	695,243,011		
い第851号 利付商工債	300,000,000	297,720,000		
い第854号 利付商工債	300,000,000	296,841,000		
い第855号 利付商工債	200,000,000	197,764,000		
3 7 7回 利附信金中金債 (5年)	300,000,000	297,720,000		
1 5回 国際協力機構債	100,000,000	106,109,000		
7 2回 東日本高速道路社債	200,000,000	197,550,000		
7 7回 東日本高速道路社債	300,000,000	295,224,000		
8 7回 中日本高速道路債券	400,000,000	397,400,000		
7 8回 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	100,219,000		
9 0回 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	200,000,000	191,970,000		
特殊債券 合計	26,380,021,000	25,681,079,293		
社債券	2 5回 フランス相互信用連合銀行（B F C M）円貨社債 (2 0 1 7)	300,000,000	295,467,000	
	1 1回 クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債 (2 0 1 6)	100,000,000	99,296,000	
	2 7回 首都高速道路社債	400,000,000	398,100,000	
	3 7回 成田国際空港社債	100,000,000	82,661,000	
	5 7回 東日本高速道路社債	100,000,000	99,252,000	
	6 7回 東日本高速道路社債	200,000,000	194,150,000	
	7 9回 東日本高速道路社債	300,000,000	297,456,000	
	8 3回 東日本高速道路社債	200,000,000	198,304,000	
	9 0回 中日本高速道路債券	200,000,000	198,172,000	
	9 1回 中日本高速道路債券	500,000,000	494,860,000	

3 3回 西日本高速道路債券	300,000,000	298,011,000	
3 4回 西日本高速道路債券	200,000,000	198,868,000	
6 1回 西日本高速道路債券	500,000,000	495,675,000	
6 2回 西日本高速道路債券	500,000,000	494,855,000	
2 4回 大和ハウス工業社債	200,000,000	198,186,000	
3回 ダイドーグループHD 社債	300,000,000	289,818,000	
9回 野村不動産ホールディ ングス社債	100,000,000	91,770,000	
1 4回 セブン&アイ・ホー ルディングス社債	200,000,000	199,158,000	
3 0回 東レ社債	300,000,000	297,327,000	
4 2回 王子ホールディング ス社債	200,000,000	198,318,000	
2 3回 三菱ケミカルホール ディングス社債	200,000,000	179,538,000	
4 0回 三菱ケミカルホール ディングス社債	100,000,000	99,061,000	
1 7回 ダイセル社債	300,000,000	289,539,000	
1 6回 武田薬品工業社債	500,000,000	473,845,000	
4回 E N E O S ホールディ ングス社債	300,000,000	290,220,000	
1 4回 ブリヂストン社債	300,000,000	293,340,000	
3 5回 三菱マテリアル社債	300,000,000	296,982,000	
1 7回 パナソニック社債	100,000,000	99,426,000	
1 9回 パナソニック社債	100,000,000	96,615,000	
2 3回 パナソニック社債	200,000,000	191,774,000	
5 8回 川崎重工業社債	300,000,000	283,578,000	
5回 三井住友トラスト・パ ナソニックファイナンス社債	100,000,000	98,247,000	
2 6回 トヨタ自動車社債	200,000,000	198,434,000	
2 6回 豊田通商社債	100,000,000	88,921,000	
7 3回 三井物産社債	400,000,000	389,260,000	
8 8回 三菱東京U F J 銀行 社債	100,000,000	103,933,000	
1 2回 りそな銀行劣後社債	100,000,000	102,704,000	
2 0回 三井住友信託銀行社 債	300,000,000	296,799,000	
2 8回 芙蓉総合リース社債	300,000,000	297,522,000	
1 7回 N T T ファイナンス 社債	300,000,000	295,572,000	
1 8回 N T T ファイナンス 社債	400,000,000	387,656,000	
6 9回 ホンダファイナンス 社債	300,000,000	297,132,000	
8 1回 トヨタファイナンス 社債	100,000,000	98,684,000	
9 6回 トヨタファイナンス 社債	100,000,000	99,146,000	
8 0回 日立キャピタル社債	200,000,000	192,824,000	

8 6回 日立キャピタル社債	300,000,000	286,857,000	
2 3回 三井住友ファイナンス&リース社債	100,000,000	97,559,000	
2 7回 三井住友ファイナンス&リース社債	200,000,000	198,016,000	
3 1回 三井住友ファイナンス&リース社債	200,000,000	192,510,000	
5 6回 三菱UFJリース社債	300,000,000	296,334,000	
3回 野村ホールディングス社債	300,000,000	296,040,000	
1 0 6回 住友不動産社債	100,000,000	99,544,000	
1 0 8回 住友不動産社債	200,000,000	198,324,000	
8 0回 東急行電鉄社債	100,000,000	101,635,000	
4 3回 京浜急行電鉄社債	100,000,000	86,385,000	
6 5回 東日本旅客鉄道普通社債	100,000,000	106,502,000	
7 1回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	105,919,000	
7 3回 東日本旅客鉄道普通社債	200,000,000	214,356,000	
1 0 7回 東日本旅客鉄道普通社債	100,000,000	88,727,000	
1 2 5回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	80,337,000	
1 2 7回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	88,989,000	
1 4 7回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	96,760,000	
1 6 0回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	60,093,000	
1 6 3回 東日本旅客鉄道社債	300,000,000	297,570,000	
1 6 5回 東日本旅客鉄道社債	200,000,000	164,268,000	
1 7 1回 東日本旅客鉄道社債	200,000,000	136,446,000	
2 1回 西日本旅客鉄道社債	100,000,000	106,282,000	
6 0回 西日本旅客鉄道社債	200,000,000	193,274,000	
7 0回 西日本旅客鉄道社債	100,000,000	70,369,000	
7 1回 西日本旅客鉄道社債	100,000,000	60,989,000	
7 4回 西日本旅客鉄道社債	100,000,000	95,622,000	
7 5回 西日本旅客鉄道社債	200,000,000	163,794,000	
3 2回 東海旅客鉄道社債	100,000,000	104,732,000	
4回 東京地下鉄社債	120,000,000	123,524,400	
4 7回 東京地下鉄社債	100,000,000	59,000,000	
7回 ニッコンHD社債	300,000,000	289,281,000	
6回 横浜高速鉄道社債	200,000,000	193,048,000	
1 2回 ソフトバンク社債	400,000,000	389,480,000	
3 0回 光通信社債	200,000,000	187,906,000	
5 2 7回 中部電力社債	100,000,000	89,223,000	

532回 中部電力社債	200,000,000	193,942,000	
508回 関西電力社債	300,000,000	298,029,000	
530回 関西電力社債	400,000,000	391,188,000	
531回 関西電力社債	200,000,000	167,842,000	
541回 関西電力社債	300,000,000	283,698,000	
396回 中国電力社債	200,000,000	190,864,000	
425回 中国電力社債	100,000,000	96,369,000	
307回 北陸電力社債	100,000,000	100,653,000	
311回 北陸電力社債	100,000,000	100,336,000	
488回 東北電力社債	100,000,000	99,182,000	
521回 東北電力社債	400,000,000	387,588,000	
525回 東北電力社債	200,000,000	196,918,000	
536回 東北電力社債	300,000,000	282,033,000	
320回 四国電力社債	300,000,000	285,483,000	
463回 九州電力社債	100,000,000	87,448,000	
466回 九州電力社債	100,000,000	86,268,000	
491回 九州電力社債	300,000,000	285,453,000	
492回 九州電力社債	100,000,000	80,058,000	
493回 九州電力社債	200,000,000	198,216,000	
507回 九州電力社債	200,000,000	191,392,000	
340回 北海道電力社債	300,000,000	298,068,000	
350回 北海道電力社債	200,000,000	173,960,000	
54回 電源開発社債	100,000,000	98,881,000	
75回 電源開発社債	200,000,000	188,684,000	
41回 東京瓦斯社債	200,000,000	179,624,000	
52回 東京瓦斯社債	100,000,000	84,118,000	
55回 東京瓦斯社債	100,000,000	80,799,000	
57回 東京瓦斯社債	300,000,000	172,278,000	
7回 ファーストリティリング社債	200,000,000	197,168,000	
8回 ファーストリティリング社債	200,000,000	178,114,000	
社債券 合計	22,820,000,000	21,734,805,400	
合計		554,115,890,222	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間計算期間（2024年10月16日から2025年4月15日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年6月20日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード 国内債券の2024年10月16日から2025年4月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、たわらノーロード 国内債券の2025年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年10月16日から2025年4月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【中間財務諸表】

【たわらノーロード 国内債券】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 2024年10月15日現在	第10期中間計算期間末 2025年4月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	42,318,791	107,894,285
親投資信託受益証券	24,657,237,581	24,551,760,029
流動資産合計	24,699,556,372	24,659,654,314
資産合計	24,699,556,372	24,659,654,314
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	22,464,910	87,819,384
未払受託者報酬	2,675,577	2,707,804
未払委託者報酬	16,053,686	16,247,021
その他未払費用	186,556	186,176
流動負債合計	41,380,729	106,960,385
負債合計	41,380,729	106,960,385
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	25,626,103,688	26,353,721,575
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△967,928,045	△1,801,027,646
（分配準備積立金）	440,698,735	392,390,556
元本等合計	24,658,175,643	24,552,693,929
純資産合計	24,658,175,643	24,552,693,929
負債純資産合計	24,699,556,372	24,659,654,314

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第9期中間計算期間 自 2023年10月13日 至 2024年4月12日	第10期中間計算期間 自 2024年10月16日 至 2025年4月15日
<b>営業収益</b>		
受取利息	3,000	106,449
有価証券売買等損益	△179,551,830	△775,309,552
営業収益合計	△179,548,830	△775,203,103
<b>営業費用</b>		
支払利息	3,072	—
受託者報酬	2,608,963	2,707,804
委託者報酬	15,653,997	16,247,021
その他費用	182,642	186,176
営業費用合計	18,448,674	19,141,001
営業利益又は営業損失（△）	△197,997,504	△794,344,104
経常利益又は経常損失（△）	△197,997,504	△794,344,104
中間純利益又は中間純損失（△）	△197,997,504	△794,344,104
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	6,558,631	△43,264,012
期首剩余金又は期首次損金（△）	△529,507,391	△967,928,045
剩余金増加額又は欠損金減少額	67,763,984	115,957,112
中間一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	67,763,984	115,957,112
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剩余金減少額又は欠損金増加額	69,327,060	197,976,621
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	—	—
中間追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	69,327,060	197,976,621
<b>分配金</b>	—	—
中間剩余金又は中間欠損金（△）	△735,626,602	△1,801,027,646

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期中間計算期間 自 2024年10月16日 至 2025年4月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年10月12日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2024年10月15日、当中間計算期間末日を2025年4月15日としております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 2024年10月15日現在	第10期中間計算期間末 2025年4月15日現在
1. 期首元本額	23,908,897,959円	25,626,103,688円
期中追加設定元本額	6,948,439,839円	3,749,540,812円
期中一部解約元本額	5,231,234,110円	3,021,922,925円
2. 受益権の総数	25,626,103,688口	26,353,721,575口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は967,928,045円あります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,801,027,646円あります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第9期 2024年10月15日現在	第10期中間計算期間末 2025年4月15日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第9期 2024年10月15日現在	第10期中間計算期間末 2025年4月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9622円 (9,622円)	0.9317円 (9,317円)

(参考)

当ファンドは、「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2025年4月15日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,849,463,916
国債証券	390,829,944,450
地方債証券	25,291,207,020
特殊債券	21,634,889,111
社債券	19,726,101,200
未収利息	600,695,310
前払費用	107,554,287
流動資産合計	460,039,855,294
資産合計	460,039,855,294
負債の部	
流動負債	
未払解約金	725,135,000
流動負債合計	725,135,000
負債合計	725,135,000
純資産の部	
元本等	
元本	390,064,346,453
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	69,250,373,841
元本等合計	459,314,720,294
純資産合計	459,314,720,294
負債純資産合計	460,039,855,294

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年10月16日 至 2025年4月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年4月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	455, 540, 777, 832円
同期中追加設定元本額	193, 925, 531, 423円
同期中一部解約元本額	259, 401, 962, 802円
元本の内訳	
ファンド名	
D IAM国内債券パッシブ・ファンド	32, 409, 344, 912円
M I T O ラップ型ファンド（安定型）	44, 306, 247円
M I T O ラップ型ファンド（中立型）	83, 715, 133円
M I T O ラップ型ファンド（積極型）	45, 887, 922円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	507, 913, 623円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	235, 754, 428円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	23, 570, 122円
たわらノーロード 国内債券	20, 850, 751, 617円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	8, 665, 157, 897円
たわらノーロード バランス（堅実型）	1, 825, 383, 899円
たわらノーロード バランス（標準型）	4, 067, 779, 410円
たわらノーロード バランス（積極型）	622, 185, 584円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	194, 865, 807円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	2, 635, 898, 235円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	3, 199, 735, 553円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	833, 858, 603円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	243, 747円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	59, 829, 906円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	23, 859, 287円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	195, 620, 336円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	11, 836, 477円
たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	62, 284円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	16, 586円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	151, 981円
D IAM国内債券インデックスファンド<DC年金>	12, 566, 943, 813円
O n e グローバルバランス	510, 943, 455円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／～1972年生まれ向け）	668, 418円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1973～1977年生まれ向け）	479, 499円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1978～1982年生まれ向け）	290, 580円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1983～1987年生まれ向け）	104, 202円
D IAMバランス・ファンド<DC年金>1 安定型	12, 491, 440, 753円

D IAMバランス・ファンド<DC年金>2 安定・成長型	18,635,296,191円
D IAMバランス・ファンド<DC年金>3 成長型	9,210,882,257円
D IAM DC バランス30インデックスファンド	2,663,251,418円
D IAM DC バランス50インデックスファンド	3,024,824,136円
D IAM DC バランス70インデックスファンド	608,872,494円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	90,677,221円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	3,612,804,481円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	6,475,193円
D IAM DC 8資産バランスファンド(新興国10)	5,963,803,399円
D IAM DC 8資産バランスファンド(新興国20)	2,806,231,998円
D IAM DC 8資産バランスファンド(新興国30)	600,160,258円
投資のソムリエ	21,768,878,236円
クルーズコントロール	377,847,789円
投資のソムリエ<DC年金>	3,131,141,667円
D IAM 8資産バランスファンドN<DC年金>	8,706,568,954円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	3,042,153,997円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	5,683,522,746円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	13,600,040,346円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2045)	468,256,378円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2055)	250,279,674円
リスク抑制世界8資産バランスファンド(DC)	59,732,897円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2035)	1,617,585,400円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	7,219,235,627円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	6,033,006,847円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	7,270,745,785円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2040)	657,677,455円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2050)	272,357,327円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2060)	163,972,891円
4資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	3,881,825,368円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2065)	48,213,515円
Oneグローバル最適化バランス(安定型)<ラップ向け>	172,883,032円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2070)	337,669円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12(適格機関投資家限定)	1,185,902,565円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06(適格機関投資家限定)	1,189,945,169円
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08(適格機関投資家限定)	584,386,850円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09(適格機関投資家限定)	716,347,379円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03(適格機関投資家限定)	1,185,250,911円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04(適格機関投資家限定)	3,023,834,104円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(内外株式債券型・シグナルヘッジ付き)2021-06(適格機関投資家限定)	2,008,299,712円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09(適格機関投資家限定)	802,955,801円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(内外株式債券型・シグナルヘッジ付き)2022-05(適格機関投資家限定)	2,042,406,192円
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01(適格機関投資家限定)	1,297,165,822円
D IAM国内債券パッシブファンド(適格機関投資家向け)	9,466,875,570円

Oneコアポートフォリオ戦略ファンド（適格機関投資家限定）	1,412,251,476円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	452,704,832円
DIAMワールドバランス25VA（適格機関投資家限定）	257,319,108円
One収益追求型マルチアセット戦略ファンドII（適格機関投資家限定）	2,564,836,118円
One収益追求型マルチアセット戦略ファンドIII（適格機関投資家限定）	2,567,584,794円
One収益追求型マルチアセット戦略ファンドIV（適格機関投資家限定）	2,548,028,624円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	1,986,456,909円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	11,187,209円
AMOneコアポートフォリオ・プラス戦略ファンド（適格機関投資家限定）	496,600,532円
DIAMグローバル・バランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	94,270,626円
DIAMグローバル・バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	96,224,645円
DIAM国際分散バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	19,163,781円
DIAM国際分散バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	52,574,494円
DIAM国内重視バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	26,883,406円
DIAM国内重視バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	418,777円
DIAM世界バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	251,194円
DIAM世界バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	5,804,676円
DIAMバランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	2,039,795,209円
DIAMバランスファンド37.5VA（適格機関投資家限定）	2,005,108,537円
DIAMバランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	4,224,135,670円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA（適格機関投資家限定）	47,348,193円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA2（適格機関投資家限定）	116,334,748円
DIAM アクサ グローバル バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	1,220,133,945円
DIAM世界アセットバランスファンドVA（適格機関投資家向け）	80,336,707円
DIAM世界バランスファンド55VA（適格機関投資家限定）	614,644円
DIAM世界アセットバランスファンド2VA（適格機関投資家限定）	991,383,680円
DIAM世界アセットバランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	27,579,961円
DIAM世界アセットバランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	164,089,213円
DIAM世界アセットバランスファンド3VA（適格機関投資家限定）	230,463,211円
DIAM世界アセットバランスファンド4VA（適格機関投資家限定）	357,427,391円
DIAM世界バランス25VA（適格機関投資家限定）	186,470,686円
DIAM国内バランス30VA（適格機関投資家限定）	48,540,179円
コアサテライト戦略ファンド（適格機関投資家限定）	291,842,252円
動的パッケージファンド<DC年金>	569,428,520円
コア資産形成ファンド	229,738,642円
たわらノーロード 国内債券<ラップ専用>	17,456,094,020円
MHAM動的パッケージファンド〔適格機関投資家限定〕	63,556,544,104円
MHAM日本債券パッシブファンド〔適格機関投資家限定〕	26,073,976,861円
MHAM動的パッケージ4資産ファンド〔適格機関投資家限定〕	292,885,842円
計	390,064,346,453円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年4月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	2025年4月15日現在
1口当たり純資産額	1,1775円
(1万口当たり純資産額)	(11,775円)

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2025年4月30日現在

I 資産総額	24, 788, 894, 592円
II 負債総額	57, 843, 912円
III 純資産総額 (I - II)	24, 731, 050, 680円
IV 発行済数量	26, 383, 289, 885口
V 1口当たり純資産額 (III／IV)	0. 9374円

(参考)

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年4月30日現在

I 資産総額	475, 176, 587, 820円
II 負債総額	11, 285, 976, 000円
III 純資産総額 (I - II)	463, 890, 611, 820円
IV 発行済数量	391, 548, 475, 386口
V 1口当たり純資産額 (III／IV)	1. 1848円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年4月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年4月30日現在）

##### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

##### ② 投資運用の意思決定機構

###### 1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

###### 2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年4月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1, 505, 789, 935, 720
追加型株式投資信託	763	16, 510, 704, 789, 201
単位型公社債投資信託	20	29, 004, 681, 244
単位型株式投資信託	190	994, 512, 939, 016
合計	999	19, 040, 012, 345, 181

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメント0ne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重俊 寛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲葉宏和

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)	
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金	41,183	40,201	
有価証券	—	0	
金銭の信託	28,143	31,340	
未収委託者報酬	19,018	19,595	
未収運用受託報酬	3,577	4,015	
未収投資助言報酬	315	359	
未収収益	6	11	
前払費用	1,510	1,758	
その他	2,088	2,106	
流動資産計	95,843	99,390	
固定資産			
有形固定資産		1,093	1,361
建物	※1	918	841
器具備品	※1	130	352
リース資産	※1	5	3
建設仮勘定		39	163
無形固定資産		4,495	3,771
ソフトウエア		2,951	2,740
ソフトウエア仮勘定		1,543	1,030
電話加入権		0	0
投資その他の資産		8,935	9,039
投資有価証券		184	183
関係会社株式		4,447	4,037
長期差入保証金		768	760
繰延税金資産		3,406	3,842
その他		128	215
固定資産計		14,524	14,172
資産合計		110,368	113,562

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,982	227
リース債務	1	1
未払金	8,970	8,823
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	0
未払手数料	8,246	8,596
その他未払金	721	225
未払費用	8,616	9,265
未払法人税等	3,676	4,277
未払消費税等	1,497	1,606
賞与引当金	1,927	2,198
役員賞与引当金	52	60
流動負債計	26,725	26,462
固定負債		
リース債務	4	2
退職給付引当金	2,719	2,715
時効後支払損引当金	73	64
固定負債計	2,796	2,781
負債合計	29,521	29,244
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	59,294	62,765
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	59,170	62,642
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	27,490	30,962
株主資本計	80,846	84,318
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	80,846	84,318
負債・純資産合計	110,368	113,562

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	102,113	112,281
運用受託報酬	17,155	17,981
投資助言報酬	2,211	2,374
その他営業収益	26	30
営業収益計	121,507	132,668
営業費用		
支払手数料	44,366	49,384
広告宣伝費	329	401
公告費	0	0
調査費	35,468	39,013
調査費	13,277	14,703
委託調査費	22,190	24,309
委託計算費	558	522
営業雑経費	823	774
通信費	36	38
印刷費	598	538
協会費	65	67
諸会費	44	47
支払販売手数料	78	81
営業費用計	81,545	90,097
一般管理費		
給料	10,763	11,477
役員報酬	164	181
給料・手当	9,425	10,148
賞与	1,173	1,147
交際費	34	59
寄付金	15	12
旅費交通費	162	246
租税公課	489	668
不動産賃借料	1,030	1,085
退職給付費用	412	421
固定資産減価償却費	1,567	1,457
福利厚生費	46	57
修繕費	1	0
賞与引当金繰入額	1,927	2,198
役員賞与引当金繰入額	52	60
機器リース料	0	0
事務委託費	3,379	3,261
事務用消耗品費	46	43
器具備品費	3	2
諸経費	240	313
一般管理費計	20,172	21,366
営業利益	19,788	21,204

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	4		12	
受取配当金	※1 899		※1 450	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	18		11	
時効後支払損引当金戻入額	35		7	
営業外収益計		959		482
営業外費用				
為替差損	19		39	
金銭の信託運用損	1,008		329	
早期割増退職金	6		6	
雑損失	0		—	
営業外費用計		1,034		374
経常利益		19,712		21,312
特別利益				
固定資産売却益	—		※2 6	
特別利益計		—		6
特別損失				
固定資産除却損	6		13	
関係会社株式評価損	1,362		31	
減損損失	※3 231		—	
関係会社清算損	—		25	
特別損失計		1,601		70
税引前当期純利益		18,111		21,247
法人税、住民税及び事業税		5,769		7,356
法人税等調整額		△510		△435
法人税等合計		5,258		6,920
当期純利益		12,852		14,326

(3) 【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本									株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金	繙越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034		
当期変動額											
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040		
当期純利益							12,852	12,852	12,852		
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,812	1,812	1,812		
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846		

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剩余金の配当							△ 10,855	△ 10,855	△ 10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	80,846
当期変動額			
剩余金の配当			△ 10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	△0	△0	84,318

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点での収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

### ※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

(損益計算書関係)

### ※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
受取配当金	895	438

### ※2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
ソフトウェア	—	6

### ※3. 減損損失

#### 第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

#### 第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度については、該当事項ありません。

(株主資本等変動計算書関係)

#### 第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

##### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

## 第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金(財産) の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外銀行規制の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類株式	利益 剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日

#### （金融商品関係）

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制であります。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

###### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

###### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

###### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

第40期（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,340	31,340	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	0	0	—
資産計	31,342	31,342	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

第40期（2025年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	40,201	—	—	—
(2) 有価証券	0	—	—	—
(3) 金銭の信託	31,340	—	—	—
(4) 未収委託者報酬	19,595	—	—	—
(5) 未収運用受託報酬	4,015	—	—	—
(6) 投資有価証券	—	0	—	—
その他有価証券(投資信託)	—	—	—	—
合計	95,154	0	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券	—	1	—	1
その他有価証券	—	—	—	—
資産計	—	28,145	—	28,145

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券	—	0	—	0
(2) 金銭の信託	—	31,340	—	31,340
(3) 投資有価証券	—	0	—	0
その他有価証券	—	—	—	—
資産計	—	31,342	—	31,342

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	182	182
関係会社株式		
非上場株式	4,447	4,037

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第40期（2025年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円（関係会社株式31百万円）減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(百万円)
退職給付債務の期首残高	2,698	2,760	
勤務費用	296	299	
利息費用	2	2	
数理計算上の差異の発生額	9	18	
退職給付の支払額	△246	△321	
退職給付債務の期末残高	2,760	2,759	

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)	(百万円)
非積立型制度の退職給付債務	2,760	2,759	
未積立退職給付債務	2,760	2,759	
未認識数理計算上の差異	△40	△44	
未認識過去勤務費用	0	0	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715	
退職給付引当金	2,719	2,715	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715	

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(百万円)
勤務費用	296	299	
利息費用	2	2	
数理計算上の差異の費用処理額	13	14	
過去勤務費用の費用処理額	△0	△0	
その他	△4	△4	
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312	

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)	
割引率	0.09%	0.09%	
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%	

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	<u>第39期</u> (2024年3月31日現在)	<u>第40期</u> (2025年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額（一括償却資産）	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額（税法上）	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	<u>3,406</u>	<u>3,842</u>
繰延税金負債	<u> </u>	<u> </u>

繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	<u>3,406</u>	<u>3,842</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第39期</u> (2024年3月31日現在)	<u>第40期</u> (2025年3月31日現在)
	(調整)	(調整)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.44 %	△0.64 %
税制非適格現物配当益金算入項目	—	3.56 %
税率変更による影響	—	△0.18 %
その他	△0.14 %	△0.79 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>29.04 %</u>	<u>32.57 %</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

#### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

#### 2. 企業結合日

2016年10月1日

#### 3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

#### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメント0ne株式会社

#### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

#### 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率（＊）	1	0.0154

（＊）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

#### 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

#### 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

#### 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

## 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

## 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

### (1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

### (2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

### (3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円
---------------	----------

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

### (4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

## 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

### (1) 貸借対照表項目

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
流動資産	一千万円	一千万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	一千万円	一千万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	47,640百万円	43,829百万円
顧客関連資産	17,109百万円	13,661百万円

(2) 損益計算書項目

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	一百万円	一百万円
営業利益	△7,649百万円	△7,259百万円
経常利益	△7,649百万円	△7,259百万円
税引前当期純利益	△7,649百万円	△7,259百万円
当期純利益	△6,474百万円	△6,298百万円
1株当たり当期純利益	△161,850円28銭	△157,468円47銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という。親会社）及び第一生命ホールディングス株式会社（その他の関係会社）へ以下の現物配当を行いました。

1. 取引の概要

(1) 取引内容

Asset Management One USA Inc. (当社の子会社) 株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3) 取引の総額

575百万円

(4) その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

#### (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

#### (収益認識関係)

##### 1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15,156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬（注）	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円
合計	121,507百万円	132,668百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

##### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

#### (セグメント情報等)

##### 1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

##### 2. 関連情報

###### 第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

###### (1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

###### (2) 地域ごとの情報

###### ① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

#### (持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	22,567億円	持株会社	(被所有)直接51%	—	持株会社	現物配当	402	—	—
その他の関係会社	第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区	3,443億円	持株会社	(被所有)直接49%	—	持株会社	現物配当	172	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 現物配当の詳細については、(株主資本等変動計算書関係) 2. 配当に関する事項及び(企業結合等関係) (共通支配下の取引等)に記載しております。

(2) 子会社及び関連会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	8,140	未払手数料	1,870
子会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	16,655	未払手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	9,048	未払手数料	1,976
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	20,086	未払手数料	3,306

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1) 1株当たり情報

		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額		2,021,173円74銭	2,107,956円73銭
1株当たり当期純利益金額		321,310円79銭	358,173円51銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額		12,852百万円	14,326百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額		—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額		12,852百万円	14,326百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (うち普通株式) (うちA種種類株式)		40,000株 (24,490株) (15,510株)	40,000株 (24,490株) (15,510株)

(注1) A種種類株式は、剩余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当增资を受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上りました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 約 款

追加型証券投資信託  
たわらノーロード 国内債券  
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

**1. 基本方針**

この投資信託は、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

**2. 運用方法**

(1) 投資対象

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として国内の公社債に実質的に投資し、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざします。
- ②NOMURA-BPI総合への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。
- ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資は行いません。
- ③株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%未満とします。
- ④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

**3. 収益分配方針**

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
たわらノーロード 国内債券  
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として、信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除し

た金額をいいます。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

<受益権の設定にかかる受託者の通知>

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

<受益権の申込単位および取得価額等>

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位または1円単位をもって、取得の申込みに応ずることができます。ただし、委託者に対し、取得の申込みにかかる受益権について、第41条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③前2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、信託契約締結日前の取得申込にかかる取得価額は、1口につき1円とします。

④第3項の規定にかかわらず、受益者が第41条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託

者（第43条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### ＜受益権の譲渡にかかる記載または記録＞

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### ＜受益権の譲渡の対抗要件＞

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### ＜投資の対象とする資産の種類＞

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### ＜運用の指図範囲等＞

第17条 委託者は、信託金を主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託である国内債券パッジブ・ファンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
  6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）
  8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  11. コマーシャル・ペーパー
  12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）、新株予約権証券および新投資口予約権証券
  13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
  15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
  18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、第14号の証券および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総

額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10以上となる投資の指図をしません。

- ④前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ＜利害関係人等との取引等＞

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第27条において同じ。）、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条から第24条、第26条、第30条から第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条から第24条、第26条、第30条から第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることでき、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### ＜運用の基本方針＞

- 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### ＜投資する株式等の範囲＞

- 第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資す

ることを指図することができるものとします。

#### <信用取引の指図範囲>

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### <先物取引等の運用指図>

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取

引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- ②委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### <スワップ取引の運用指図>

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### <金利先渡取引の運用指図>

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指

図をすることができます。

- ②金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### <デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第25条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### <有価証券の貸付の指図および範囲>

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

#### <信託業務の委託等>

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められるこ

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### ＜混藏寄託＞

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

#### ＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### ＜一部解約の請求および有価証券の売却等の指図＞

第30条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### ＜再投資の指図＞

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### ＜資金の借入れ＞

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもつて有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託

財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <損益の帰属>

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### <受託者による資金の立替え>

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### <信託の計算期間>

第35条 この信託の計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成28年10月12日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### <信託財産に関する報告等>

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### <信託事務の諸費用および監査費用>

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該監査費用にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### <信託報酬等の額および支弁の方法>

- 第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の14以内の率を乗じて得た額とします。
- ②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。
- ③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### <収益の分配方式>

- 第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### <収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

- 第40条 受託者は、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第41条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第44条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第41条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### <収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

- 第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第

11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。

⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### <収益分配金および償還金の時効>

第42条 受益者が、収益分配金について第41条第1項に規定する支払い開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第41条第4項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### <委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第43条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

#### <信託契約の一部解約>

第44条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

④一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行

った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### <信託契約の解約>

第45条 委託者は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなつた場合、対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

#### <信託契約に関する監督官庁の命令>

第46条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

#### <委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### <委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡するがあります。これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### <受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てすることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者

を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### <約款の変更等>

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### <反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第51条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### <他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第52条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### <公告>

第53条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用状況にかかる情報の提供>

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

<質権口記載または記録の受益権の取扱い>

第55条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<約款に関する疑義の取扱い>

第56条 この約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第41条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成27年12月18日（信託契約締結日）

委託者 D IAMアセットマネジメント株式会社  
受託者 みずほ信託銀行株式会社

親投資信託  
国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド  
約款

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果を目指して運用を行います。
  - 2) 公社債（債券先物取引等を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
  - 3) 公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。
  - 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
  - 5) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
  - 6) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- (3) 投資制限
- 1) 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。
  - 2) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
  - 3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
  - 4) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
  - 5) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
  - 6) 有価証券先物取引等は約款第18条の範囲で行います。
  - 7) スワップ取引は約款第19条の範囲で行います。
  - 8) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第20条の範囲で行います。
  - 9) 外国為替予約取引は約款第24条の範囲で行ないます。
  - 10) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
  - 11) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

12) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。